

令和7年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護情報基盤を見据えた地域包括支援センターを 核にしたケアプランデータ連携の利用促進モデルに 関する調査研究 報告書

MRI 三菱総合研究所

令和8(2026)年3月

医療・介護 DX 本部

目次

| | |
|---|----|
| 1. 事業の全体像 | 1 |
| 1.1 本事業の目的 | 1 |
| 1.2 本事業の実施内容 | 1 |
| 1.3 検討委員会の開催 | 2 |
| 2. 令和6年度「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」を実施した自治体の事例把握 | 4 |
| 2.1 調査目的 | 4 |
| 2.2 調査対象 | 4 |
| 2.3 調査方法 | 4 |
| 2.4 調査期間 | 4 |
| 2.5 調査結果 | 5 |
| 3. 地域包括支援センターを中心としたモデルづくり事業の実施 | 9 |
| 3.1 調査目的 | 9 |
| 3.2 事業対象・実施内容 | 9 |
| 3.3 事業実施期間 | 12 |
| 3.4 実施結果 | 13 |
| 4. 地域におけるデータ連携促進モデルの手引きへの事例提供 | 30 |
| 5. 事業全体のまとめ | 41 |
| 6. 参考資料 | 42 |
| 6.1 ケアプランデータ連携システム研修会資料一式(岡崎市の例) | 42 |

1. 事業の全体像

1.1 本事業の目的

令和8年度以降、順次利用開始される「介護情報基盤」に格納するケアプラン情報は、ケアプランデータ連携システムを介して介護情報基盤に収集することが見込まれており、円滑な利用開始のためにも、ケアプランデータ連携システムの利用を加速化させ、早期に利用事業所を増やす必要がある。

特に、自治体主導で事業所グループを作り、面的に利用促進を図ることが有効であり、令和5年度補正予算において「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」を実施している。また、令和7年度より適用される標準仕様 Ver4.1 では正式に介護予防支援に対応し、地域包括支援センターでの活用が期待されている。

さらに、一部自治体では令和6年度より地域包括支援センターを中心としたケアプランデータ連携の普及活動に取組しており、令和7年度には上記の標準仕様の改定により、さらにその取組が進められることが想定される。先行事例の鳥取県米子市では令和6年度に地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法を実施し、令和7年2月21日時点で申請数111件、申請率33.0%まで増加している。本事業では、米子市等の先行自治体での取組を参考にした地域包括支援センターを中心としたモデル作りや効果検証を行う。

1.2 本事業の実施内容

本事業では、以下の事項について実施した。

(1) 検討委員会の開催

本事業の推進、成果の通りまとめ等について検討を行うため、検討委員会を3回開催した。

(2) 令和6年度「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」を実施した自治体の事例把握

別途実施の「介護情報基盤の活用促進を見据えたケアプランデータ連携効果測定等事業」の受託者と連携し、自治体向けアンケートの回答内容を精査した上で、5カ所の保険者や地域包括支援センターに対して、より詳細な情報収集を目的としたヒアリング調査を実施した。

(3) 地域包括支援センターを中心としたモデル事業の実施

地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法について、モデル地域を3カ所程度選定し、ケアプランデータ連携システムの普及促進を実施した。

(4) 地域におけるデータ連携促進モデルの手引きへの事例提供

2,3を通して把握した事例について幅広く周知を行うため、厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」への事例の追加を検討した。

(5) 報告書の作成

本事業の検討内容を報告書に取りまとめた。

1.3 検討委員会の開催

1.3.1 委員の構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

図表 1-1 検討委員会 委員構成

| 氏名 | 所属 |
|--------|--|
| ◎生田 正幸 | 関西学院大学大学院 人間福祉研究科 非常勤講師 |
| 泉 明男 | 公益社団法人 国民健康保険中央会 介護保険課 主任 |
| 伊丹 さち子 | 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 制度・政策委員会 委員 社会福祉法人 仙台ビーナス会 西中田地域包括支援センター 所長 |
| 鎌田 大啓 | 株式会社 TRAPE 代表取締役 兼 CEO |
| 日下部 竜太 | 一般社団法人全国介護事業者連盟 通所サービス在り方委員会 副委員長 東京都支部 幹事 株式会社 RARECREW 代表取締役 |
| 七種 秀樹 | 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長 |
| 酒井 宏和 | 一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会 理事 社会福祉法人うねび会 理事長 |
| 中村 直輝 | 長崎県福祉保健部 長寿社会課 課長 |
| 早川 小まり | 岡崎市福祉部 ふくし相談課 主査 |
| 峯岸 秀行 | 仙台市役所健康福祉局保険高齢部 地域包括ケア推進課 地域包括支援係長 |
| 吉田 肇 | 千歳市向陽台区地域包括支援センター センター長 特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会 事務局長 |

◎委員長 敬称略・五十音順
(所属は令和8年3月時点)

図表 1-2 検討委員会 オブザーバー

| 氏名 | 所属 |
|--------|---|
| 和田 淳平 | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 室長補佐 |
| 長谷田 麗子 | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 介護業務効率化推進官 |
| 田中 翔 | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 生産性向上推進官 |
| 土本 ひより | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 |

| | |
|------|--|
| | 企画調整係 |
| 高橋 瞬 | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 企画調整係 |

敬称略

(所属は令和8年3月時点)

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会開催状況は下記の通り。

図表 1-3 検討委員会の開催日と主な議題

| 回 | 開催日 | 開催日 |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 令和7年10月14日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の目的、年間計画の確認 ● 令和6年度モデル地域づくり事業の事例把握の実施計画について ● 地域包括支援センターを中心としたモデル事業の実施計画について |
| 第2回 | 令和8年1月15日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度モデル地域づくり事業の事例把握の調査結果について ● 地域包括支援センターを中心としたモデル事業の実施状況について |
| 第3回 | 令和8年3月6日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターを中心としたモデル事業の結果について ● 報告書案について |

2. 令和6年度「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」を実施した自治体の事例把握

2.1 調査目的

令和6年度「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」を実施した自治体や、ケアプランデータ連携システムの登録率が高くなっている先行自治体における地域包括支援センター等を対象に、地域包括支援センターを中心としたケアプランデータ連携システムの普及促進の取組について調査し、他の自治体の参考となりうる事例を収集することを目的として実施した。

2.2 調査対象

別途実施の「介護情報基盤の活用促進を見据えたケアプランデータ連携効果測定等事業」の受託者と連携し、自治体向けアンケートの回答内容を精査した上で、調査対象を選定した。

図表 2-1 調査対象の自治体

| 地域 | 所属する自治体 | 運営形態 | 種類 |
|-------------|-----------------------|------|------|
| 地域包括支援センターA | 市 (人口 5 万人以下) | 直営 | 基幹型 |
| 地域包括支援センターB | 町・村 (人口 5 万人以下) | 委託 | ブランチ |
| 地域包括支援センターC | 町・村 (人口 5 万人以下) | 直営 | 基幹型 |
| 地域包括支援センターD | 町・村 (人口 5 万人以下) | 直営 | 基幹型 |
| 自治体 A | 市(人口 10 万人以上 15 万人以下) | - | - |

2.3 調査方法

オンラインで実施。

2.4 調査期間

令和 7 年 9 月 30 日～令和 7 年 11 月 13 日

2.5 調査結果

下記に各地域におけるケアプランデータ連携システムの導入促進に関する取組について、聞き取った内容をまとめる。

2.5.1 地域包括支援センターA

| | |
|---------|---|
| システム利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 市内のおよそ62%でシステムを利用されている |
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年秋ごろよりケアプランデータ連携システム導入に向けて、市先導の取組を開始。 市唯一の直営の地域包括支援センターを通じて、ケアマネ研修会の開催に合わせて周知・説明等を実施。 年に1回程度、システムを使ってみてのメリット・デメリットの整理を行っている。 |
| 工夫点 | <ul style="list-style-type: none"> 市直営の地域包括支援センターが先陣を切るという姿勢を見せたことが効果的であった。 取組開始当初、まずは試行運用に協力いただける事業所を募集した。 導入する事業所へは、システム利用のメリットだけでなく、デメリット及びその対応策まで説明を行った。 システムの利用に関する事業所からの問い合わせにも、これまでに蓄積したナレッジから対応している。 |
| 課題点 | <ul style="list-style-type: none"> 利用している介護ソフトでは地域包括の委託分の介護予防ケアプランについては連携ができない。 特に加算に係るエラーが多い。主にヘルプデスクではなく、介護ソフトベンダーに問い合わせをして解決を図っている。 実績報告で来訪された際に紙媒体を提出するという従前の方法が残った形で、紙とデータとの両方を提出している事業所もある。事務手続きの中でも、データでエラーが出た場合に、紙をみて確認するプロセスが残っており、紙の使用量の変化は実感していない。 紙の提出が先で、データが来るまでに時間を要することがある。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 市のデータ連携の現状を、継続的にケアマネ会議で発信 一度も連携したことがない利用者がある事業所には声掛けを実施 |

2.5.2 地域包括支援センターB

| | |
|---------|---|
| システム利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 32%(24/76 事業所:2025 年8月時点) |
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月に町と2つの地域包括が連携して普及促進に取り組むことを公的にアナウンス。事業所へ個別に使用している介護ソフトの聞き取りと導入意向の確認を実施。開設して間もない包括であったことから、ケアプランデータ連携システムをきっかけに事業所との関係構築をする狙いもあった。 5月に全体の参加意向数を公表。全体の5～7割が導入する方針であることを示す他、再度個別に事業所へ電話や訪問により導入の呼びかけを実施。 事業所の利用登録時に電話連絡や同席をし、介護ソフトごとの「躓く部分」を現場で確認。 6月の連絡会にて再度導入状況のアナウンスとともに参加への呼びかけを実施。その後各事業所を回って利用登録を個別サポート。包括が不明点等問い合わせの窓口となって、解決策を共有していた。 |
| 工夫点 | <ul style="list-style-type: none"> はじめに介護保険課と2つの包括との連携で取組開始の文書を発出。(町からの文書があることで、取組を推進しやすかった。) 管轄外の近隣自治体事業所にも出向いて取組について周知。 問い合わせ窓口を包括に1本化して躓きポイントと解決策の知見を集約・蓄積。 他事業所の参加意向状況の公表による機運醸成。 定期訪問による継続的な伴走支援。 |
| 課題点 | <ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムに対応していない介護ソフトを使用している事業所にとってはメリットが少なく普及促進が難しい。 システムを登録しただけでは必ずしも稼働率向上(利用定着)に繋がらない。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 稼働率向上のためのサポートを目的とした、定期的な個別訪問の継続的实施。 |

2.5.3 地域包括支援センターC

| | |
|---------|---|
| システム利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 93%(25/27 事業所:2025 年8月時点) |
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> 町内の先進的なデイサービス事業所から使い勝手の良さを聞いていたこと、国が促進を図っていることを町としても推し進める使命感、給付管理を効率化させる必要性の3つを動機に取組を開始した。 町内の事業所に対して地域ケア会議等の場を活用してPR・説明を行った。 導入に後ろ向きな事業所に対しては個別のアプローチやサポートも実施した。 |
| 工夫点 | <ul style="list-style-type: none"> 包括がサポートすることを提案するようにはしていたが、一度導入すればそこまでサポートも必要なく円滑に使えるシステムである。 導入までに不安を感じないように、初回の連携等試行段階では丁寧にサポートをしている。 |
| 課題点 | <ul style="list-style-type: none"> 町外の事業所や、福祉用具貸与事業所に導入していただくことが難しい。福祉用具貸与については実績が複雑ではないため、導入の効果が感じられにくいのもかもしれない。 システムの使用を担当する職員が固定化しやすく、その職員が対応できなかった時には課題が生じる。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 町外事業所及び福祉用具貸与事業所へのアプローチを実施する。 |

2.5.4 地域包括支援センターD

| | |
|---------|---|
| システム利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 100%(7/7 事業所:2025 年8月時点) ※地域包括支援センターとその併設事業所 |
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> 県の補助金交付の通知を受けて導入の方針を決定。近隣の市町村との合意もとの決定であったが結果的に他市町村ではあまり普及しておらず、村内での併設サービス事業所との連携を実施。 |
| 工夫点 | <ul style="list-style-type: none"> 特段ないが、操作に困ったらマニュアルをみて都度解決されている。 |
| 課題点 | <ul style="list-style-type: none"> 連携をした実績の反映が上手くいかないことがある。 近隣の他事業所では導入されておらず、連携先が広がらない。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> これから導入予定の事業所との新たな連携を開始する。 |

2.5.5 自治体 A

| | |
|---------|---|
| システム利用率 | <ul style="list-style-type: none"> 3%(12/376 事業所:2025 年8月時点) |
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の市内ケアマネ向け研修会にて、通常の内容終了後に1時間程度ケアプランデータ連携システムに関する研修を実施。講演は三重県生産性向上センターへ依頼。 令和7年度より県のモデル事業に参画。市内の6つの地域包括支援センターへ説明を実施。 |
| 工夫点 | <ul style="list-style-type: none"> モデル事業は開始したばかりのため、効果等はまだ実感していない。 |
| 課題点 | <ul style="list-style-type: none"> モデル事業及び研修会への事業所の参加率が低い。連携先が少ないうちは事業所側にメリットを感じていただくことが難しいと感じている。 説明を実施した6つの包括以外は社協へ委託している地域包括だが、導入には慎重になっている。経営層に話をしている所であるが、今後どう巻き込むかが課題である。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ケアマネ研修会においてケアプランデータ連携システムに関する周知を、メーリングリストの活用やチラシの配布等を通じて実施予定。 |

3. 地域包括支援センターを中心としたモデルづくり事業の実施

3.1 調査目的

地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法について試行し、事例化を行うことを目的として実施した。

3.2 事業対象・実施内容

別途実施の「介護情報基盤の活用促進を見据えたケアプランデータ連携効果測定等事業」の受託者と連携し、自治体向けアンケートの回答内容を精査した上でモデル地域を選定した。また、それぞれの地域との調整のもと、個別に実施内容を決定した。

それぞれの自治体において、取組の中心となる地域包括支援センターを選定した上で普及戦略を策定した。

図表 3-1 事業対象の自治体と実施内容

| 自治体名 | 自治体規模 | 実施内容 | ケアプランデータ連携システムの導入率 | |
|---------|------------------|---|-----------------------|------------------------|
| | | | 令和7年8月末時点 | 令和8年2月末時点 |
| 北海道千歳市 | 市(人口5万人以上10万人以下) | 地域包括支援センターを中心とした連携の先進事例、昨年度モデル地域づくり事業からのノウハウを継承した普及策の方法論の検討 | 30.2% (51/169事業所) | 40.5% (66/163事業所) |
| 愛知県岡崎市 | 中核市 | 中核市におけるモデル事業と市内全域での普及開始 | 3.0% (20/664事業所) | 17.9% (122/681事業所) |
| 長崎県東彼杵町 | 町・村(人口5万人以下) | 地域包括支援センターを中心とした近隣地域広範囲でのデータ連携 | 0% (0/25事業所) | 66.7% (14/21事業所) |
| 仙台市 | 政令市 | 政令市におけるモデル的な普及促進開始の取組 | 9.3% (192/2070事業所) | 17.0% (357/2104事業所) |

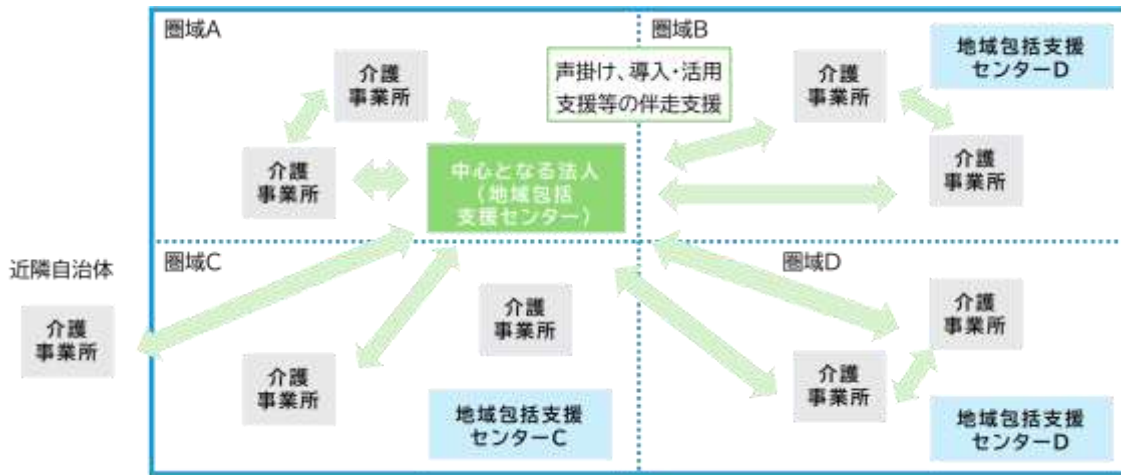
※導入率の分母となる事業所数は最新時点での介護保険総合データベースの事業所数であるため、増減あり

3.2.1 北海道千歳市の取組

昨年度市内の地域包括支援センターの運営法人で実施したモデル事業を継続する形で、包括を起点として圏域内外を問わず市内・市外への普及促進を図った。

本事業では、包括で勤務している法人の担当者が市内外事業所への声掛けや導入・活用支援等の伴走支援を行った。

図表 3-2 千歳市の普及戦略

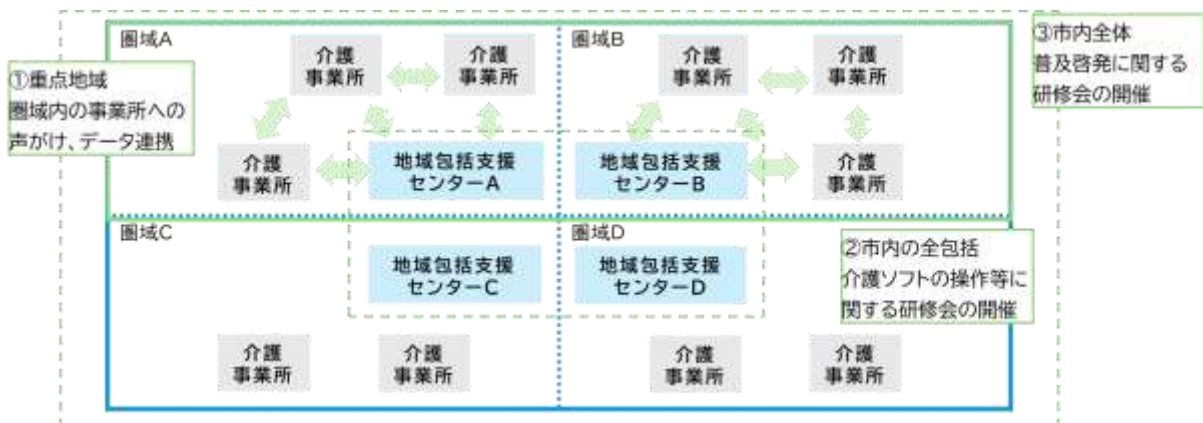


3.2.2 愛知県岡崎市の取組

市内の地域包括支援センターのうち、4つの日常生活圏域を重点地域とし、包括を中心に圏域内の事業所への声掛けやデータ連携等を実施した。

また、市内全包括を対象に介護ソフトの操作等に関する研修会や、市内全域の事業所を対象に普及研修会を行うことで、市内全体での普及促進も図った。

図表 3-3 岡崎市の普及戦略

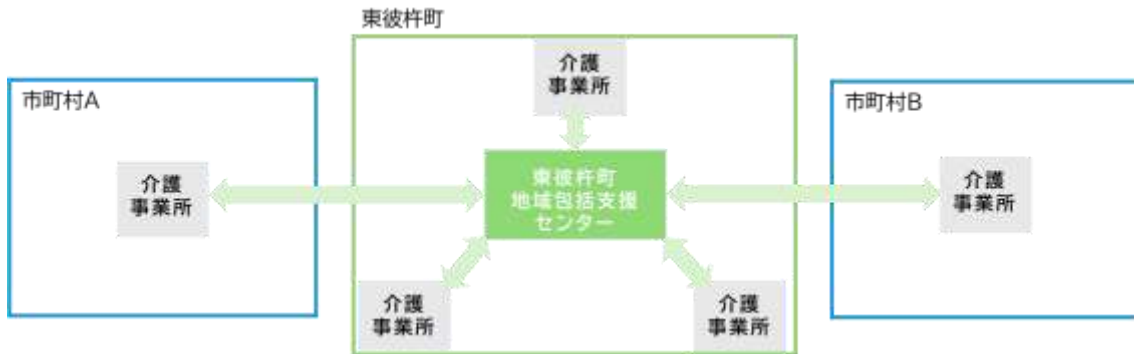


3.2.3 長崎県東彼杵町の取組

町内唯一の地域包括支援センターを中心とし、町内外問わず現行でケアプランデータのやり取りのある事業所を対象として声掛けを行った。

先行して開始していた県のモデル事業では町内での連携を中心に、本事業では町外事業所との連携を並行してアプローチを実施した。

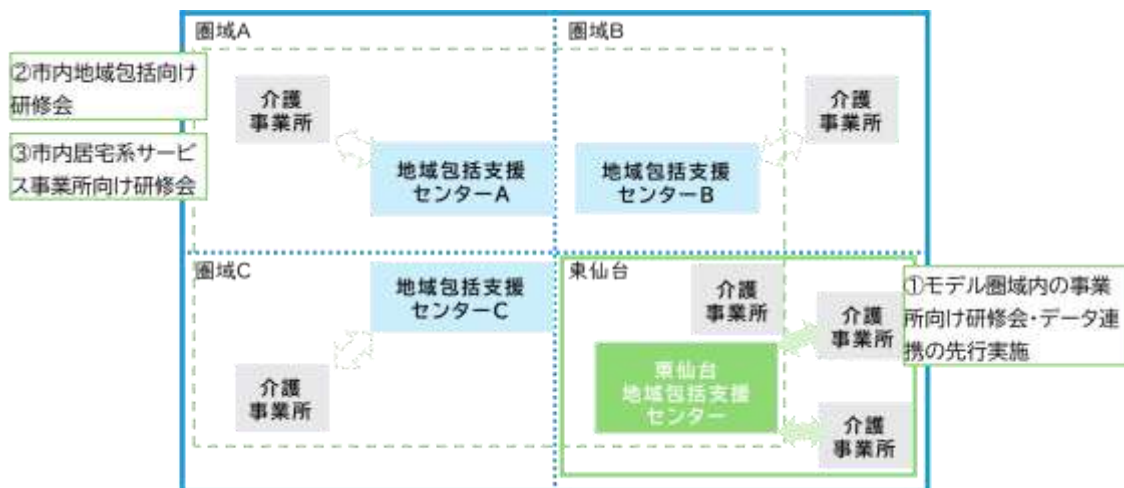
図表 3-4 東彼杵町での普及戦略



3.2.4 宮城県仙台市の取組

全3回に渡り、ケアプランデータ連携システムについての研修会を実施した。各回の対象は①モデル圏域内事業所、②市内地域包括支援センター、③市内居宅系サービス事業所とした。

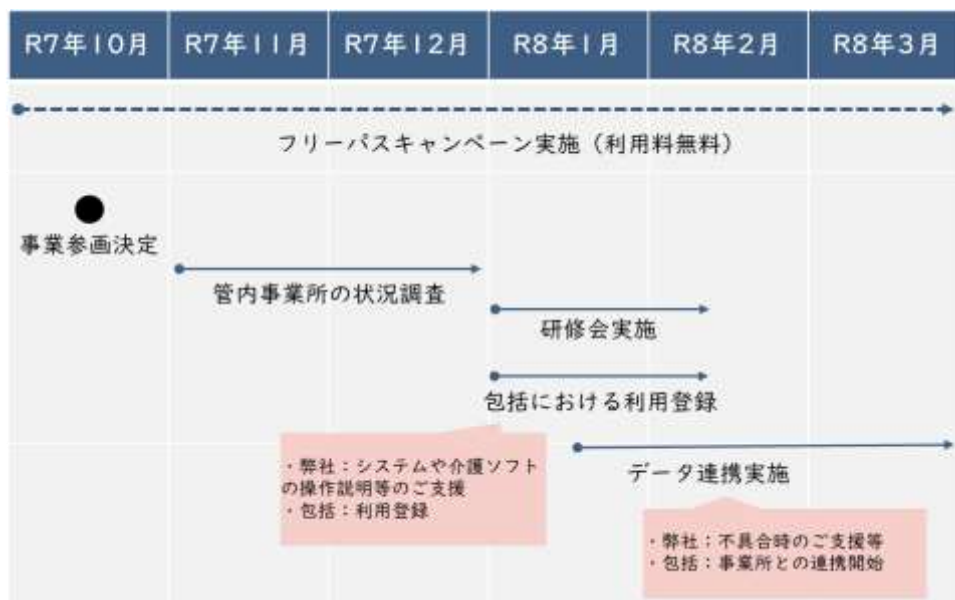
図表 3-5 仙台市での普及戦略



3.2.5 モデル事業のスケジュール

地域ごとに内容や進捗に差異はあるが、概ね以下のスケジュールで実施した。

図表 3-6 モデル事業 実施概要



※地域によって内容は異なる

3.3 事業実施期間

令和7年10月～令和8年3月

3.4 実施結果

3.4.1 北海道千歳市

(1) 周辺事業所に対する声掛け・導入・活用支援等の伴走支援

北海道千歳市については、千歳市内で地域包括支援センターを運営するNPO法人ちとせの介護医療連携の会が受託した令和6年度モデル地域づくり事業において、千歳市内で一定の普及効果が確認されていた。このため、地域包括支援センターを中心とした連携の先進事例を把握することを目的に、令和7年7月に上記法人及び事務局にて打ち合わせを行った。

打合せの際、前年度事業において導入に至らなかった事業所が存在することや、人単独で声掛け・導入・活用支援といった伴走支援を継続するための工数が不足している点が課題として示された。これを踏まえ、本事業では、前年度事業で得られたノウハウを継承した普及策の方法論を検討することを目的に、声掛け・導入・活用支援等の伴走支援の取組を継続しつつ、普及対象を市外にも拡大させることで、より普及促進を図ることとした。取組にあたっては、地域包括支援センターの担当者が中心となり、事務局が情報提供等の後方支援を行った。

千歳市内において、前年度事業で関心を示したものの導入に至らなかった事業所や居宅介護支援事業所を中心に、声掛け・導入・活用支援を含む伴走支援を実施した。

具体的には、事業所へ連絡し導入意向を確認した上で、当事者意識の醸成や心理的ハードルの低減を目的に、事業所内で権限を持っている方や現場職員に訪問し、システムを活用することのメリットや最新の制度状況の伝達、連携したい事業所への個別アプローチ等を実施した。併せて、マニュアルの提供、システム・介護ソフトの操作方法の伝達、躓きやすいポイントの共有、設定代行やトラブルシューティング等の導入・活用支援を行った。

また、市外の事業所に対しては、研修会等への登壇を通して個別相談を受けた事業所に対して、導入支援を中心に行った。

(2) ケアプランデータ連携システムの周知も含めた ICT 展示会の開催

研修会の概要は以下のとおり。

図表 3-7 地域包括支援センター向け研修会の概要

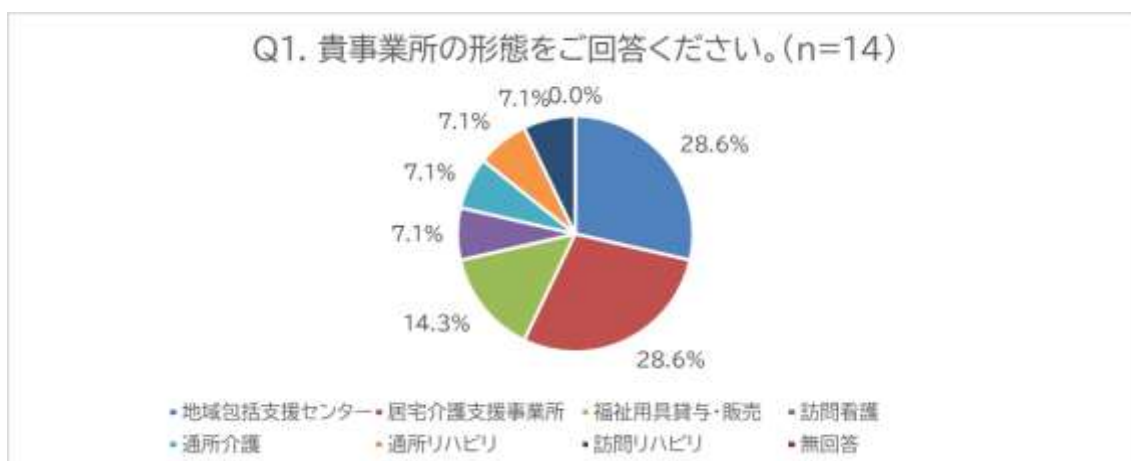
| 開催日時 | 参加対象者 | 参加者数 | 内容 |
|------------------------|------------|------|---|
| 令和8年2月6日 (金) 13-16時 | 千歳市外の介護事業者 | 60名 | <ul style="list-style-type: none">● ケアプランデータ連携システム・介護情報基盤の最新動向● その他特別講演3件、企業展示計13社 |

(3) 支援事業所からの声

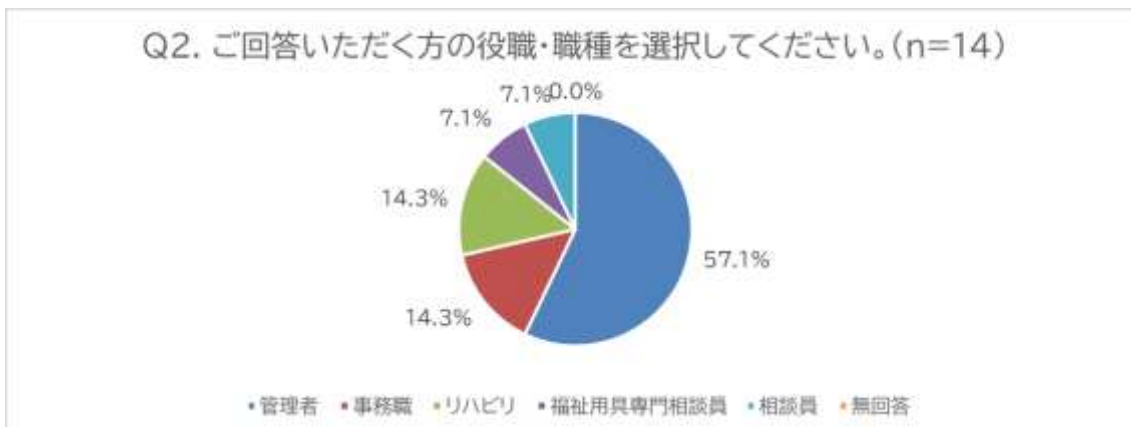
令和6年度のモデル地域づくり事業において導入・活用支援を行った事業所に対してアンケート調査を実施し、支援事業所からの意見等を収集した。(回答14件)

アンケート調査の結果は以下のとおり。令和6年度以降ケアプランデータ連携システムを継続的に使っている事業所が100%であった。全体として伴走支援やケアプランデータ連携システムの活用に関して前向きな回答が得られており、継続的に使うことで困り事も事業所自身で解決できるようになっていた。しかし、連携できる事業所の密度不足については課題として多く挙げられていた。

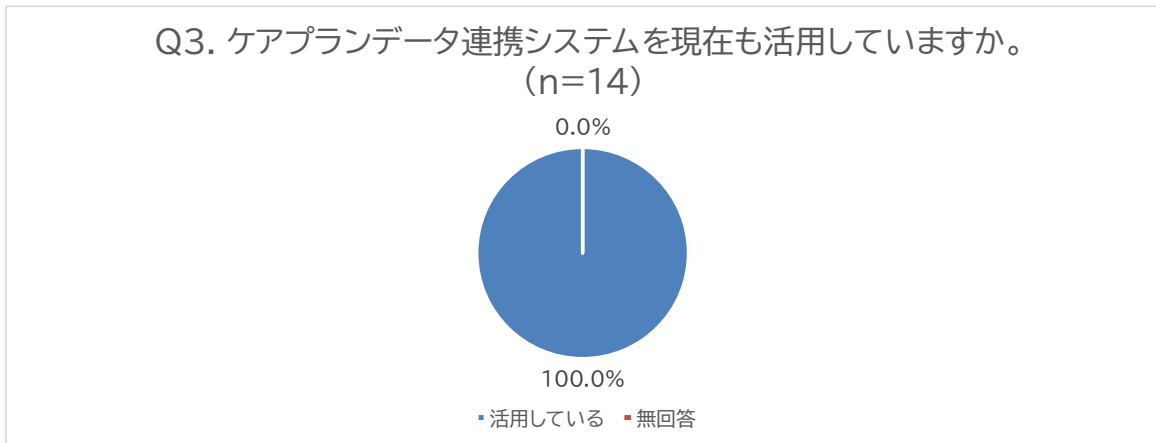
図表 3-8 事業所の形態



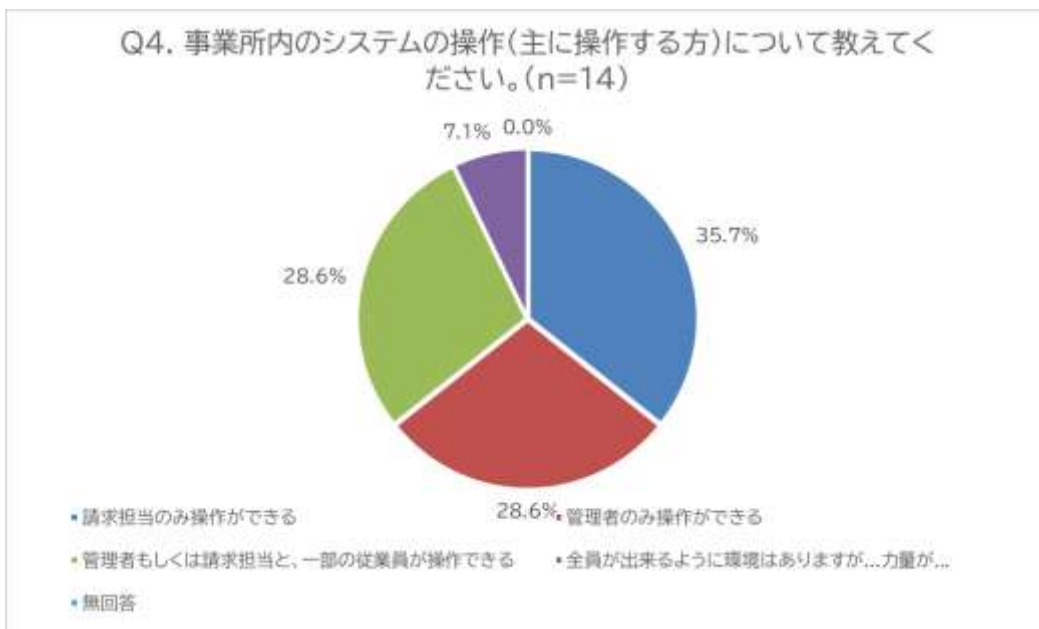
図表 3-9 回答者の役職・職種



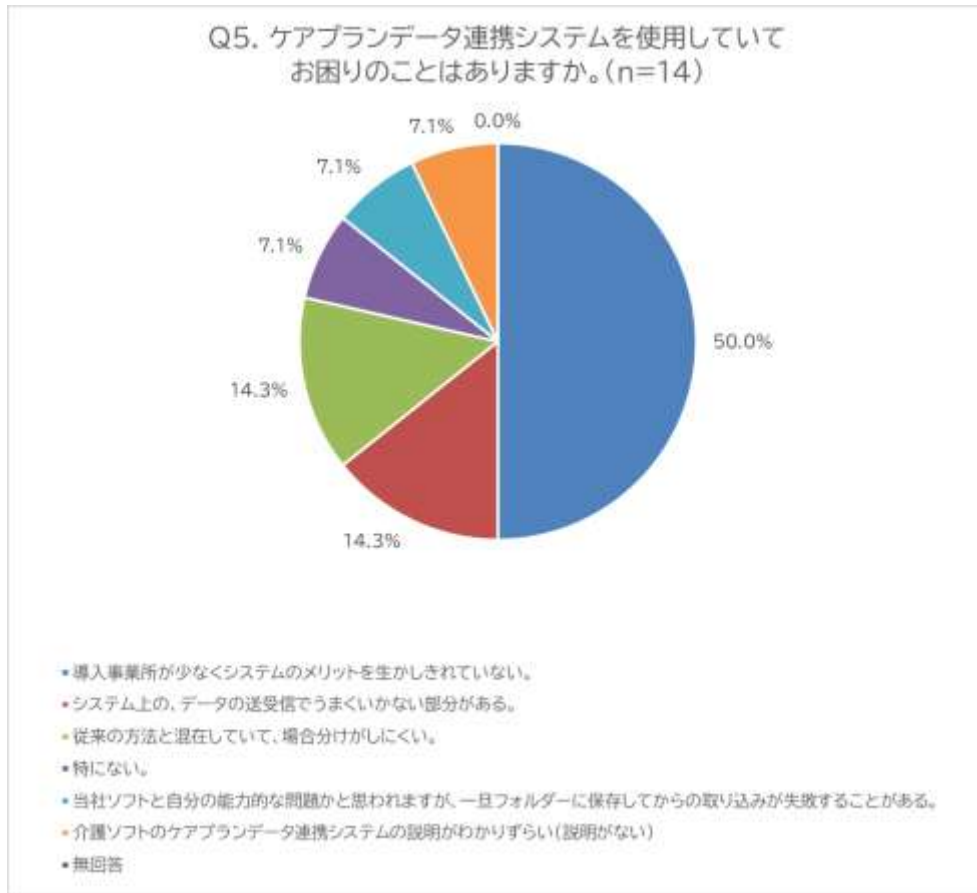
図表 3-10 ケアプランデータ連携システムの現在の活用状況



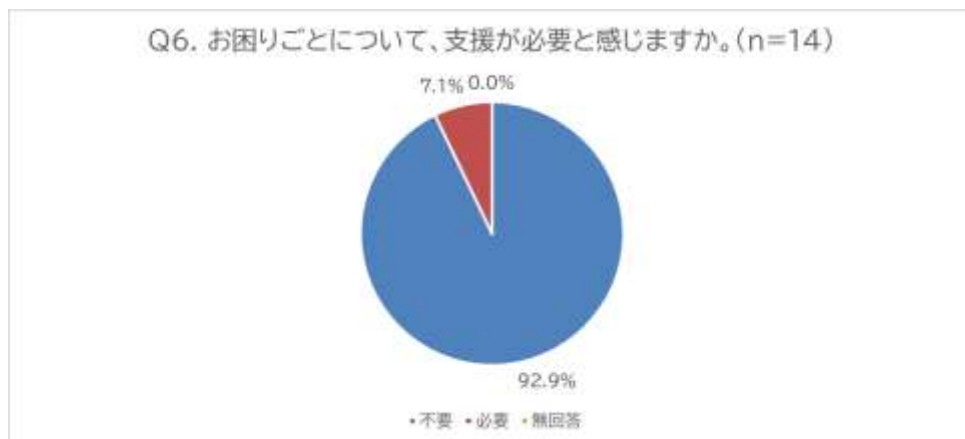
図表 3-11 事業所内のシステム操作の担当範囲



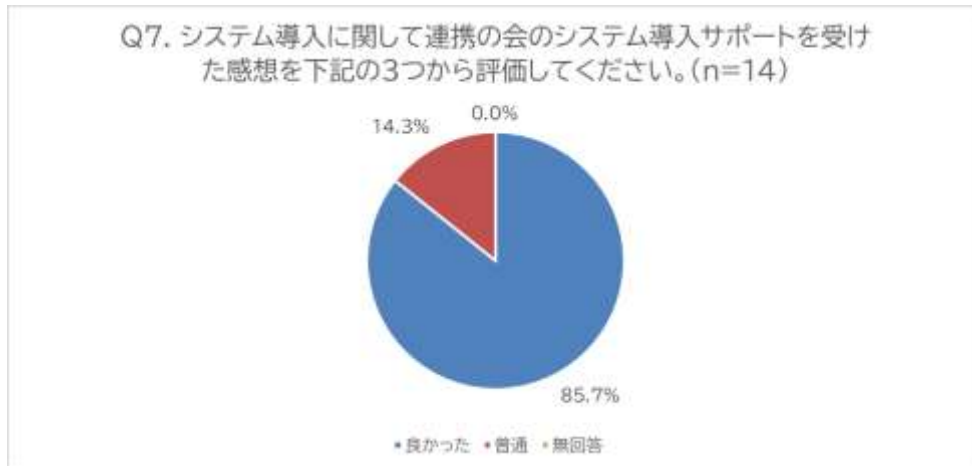
図表 3-12 システムの使用中の課題



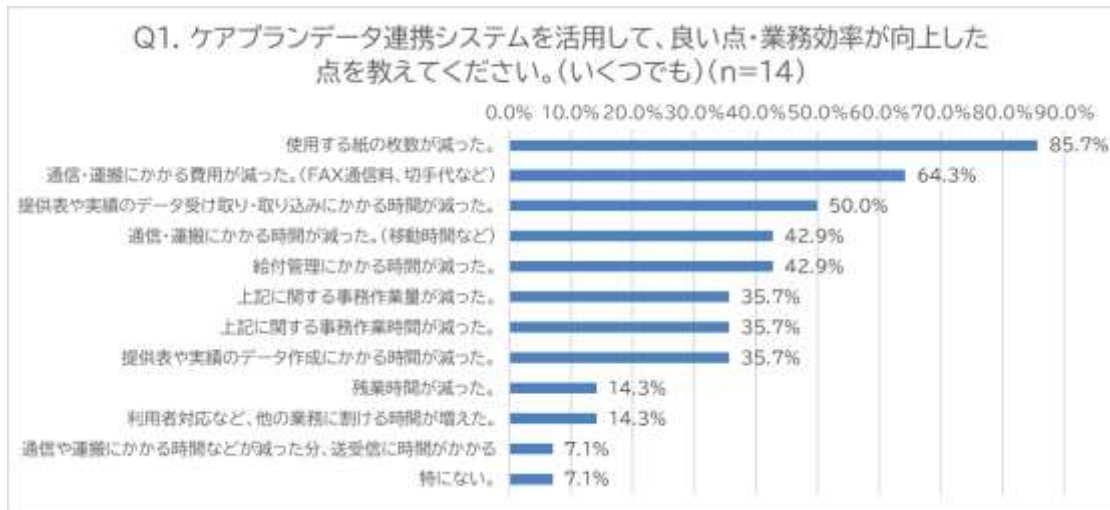
図表 3-13 課題について支援の必要性の有無



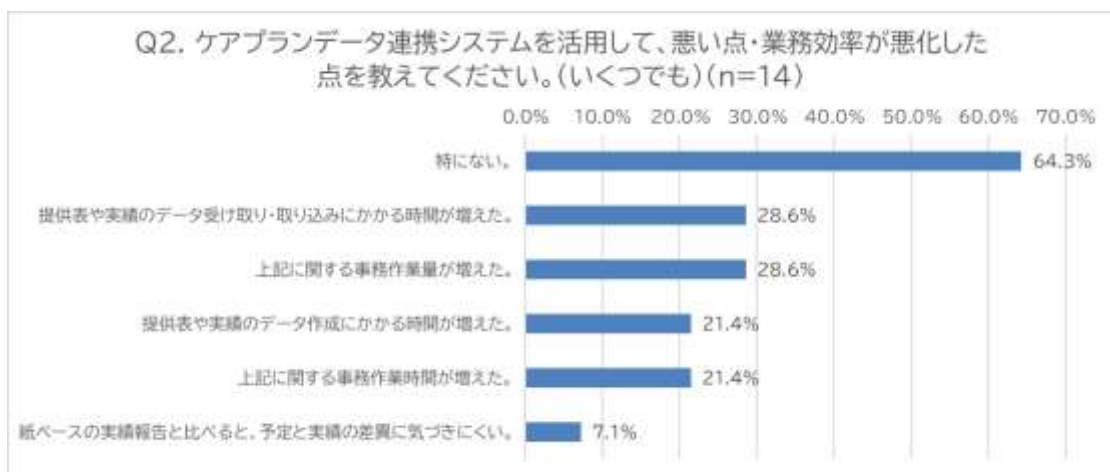
図表 3-14 連携の会のシステム導入サポートを受けた感想



図表 3-15 システム活用して良い点、業務効率が向上した点(複数回答)



図表 3-16 システム活用して悪い点、業務効率が悪化した点(複数回答)



(4) ケアプランデータ連携システムの導入事業所数

本事業を通して、新たに千歳市内で 13 事業所、市外で 5 事業所が導入につながった。

3.4.2 愛知県岡崎市

愛知県岡崎市については、当初、本事業の趣旨である地域包括支援センターを中心とした利用促進モデルについて、市によるケアプランデータ連携システムの利用促進の取組が初年度であることを踏まえ、地域包括支援センターからの連携先となる管内の介護事業所に対しても幅広い利用促進を行った。

地域包括支援センターに対しては当初、4 か所の地域包括支援センターを主な利用開始圏域として想定していたが、実際には全地域包括支援センターにて同じ介護ソフトを利用しており、利用準備に必要な内容が共通していたことから、4 か所の地域包括支援センターに限らず、地域のすべての地域包括支援センターでの一斉の利用開始に取り組んだ。

まず令和 7 年 11 月に地域包括支援センターに対して本事業に関することを周知するとともに、岡崎市においてシステムの利用意向等に関する現状調査を行った。その後、令和 8 年 1 月には市内の全地域包括支援センターに対するケアプランデータ連携システムに関する研修会をオンラインで開催した。研修会の開催にあたっては、ケアプランデータ連携システムの利用準備・操作方法の説明に加え、市内の地域包括支援センターが利用している介護ソフトベンダーも講師として参画し、介護ソフト側のデータ連携のための設定や操作方法等に関する説明を行った。岡崎市の地域包括支援センターにおいては、介護ソフトの利用端末がインターネット環境に接続されておらず、閉域網である。地域包括支援センター向けの研修会を通じて、介護ソフトがケアプランデータ連携に対応した最新のバージョンになっていないことが把握され、追加で後日、介護ソフトベンダーから市内包括全体に対する一斉のアップデートを実施した。

また、令和 8 年 1 月には、市内全域の居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所に対してケアプランデータ連携システムに関する研修会を対面で開催した。午前・午後の 2 部で開催し、計 182 名の参加者が集まった。研修会では、令和 8 年度下半期から予定されているケアプランデータ連携システムの介護情報基盤への移行を踏まえ、ケアプランデータ連携システムの利用のメリットやポイント、利用方法やデモンストレーション等の内容を含め、研修会後に多くの事業所からケアプランデータ連携システムと介護情報基盤の関係や、複数端末で利用する場合の履歴管理方法、介護ソフトからの出力データの管理、事務効率化の効果や運用上の留意点等について、様々な質問が寄せられた。

本事業では市より旗振りし、地域包括支援センターを委託している法人本部にも声掛けをすることで、全域の地域包括支援センターでの導入を進めることができた。一方、上記設定のなかで、インターネット環境を介してケアプランデータ連携システムの利用申請を行う際、インターネット環境で接続できるサイトにも制限があることから、利用申請サイトに対してもホワイトリストに許可する等の追加の設定が必要であることが把握された。地域包括支援センターにおいては同様のセキュリティ要件を設けている地域があるため、他の地域への示唆にもすべく、詳細について事例集にて整理した。

(1) 地域包括支援センター向け研修会の開催

研修会の概要は以下のとおり。

図表 3-17 地域包括支援センター向け研修会の概要

| 開催日時 | 参加対象者 | 参加者数 | 内容 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------|---|
| 令和8年1月22日 (木) 10-12時 | 岡崎市内全域の 地域包括支援セ ンター | 38名 約20事 業所 | <ul style="list-style-type: none">● ケアプランデータ連携システムの 利用登録・操作方法● 地域包括支援センター利用介護ソ フト上のケアプランデータ連携のた めの操作の実体験 |

(2) 市内事業所向け研修会の開催

研修会の概要は以下のとおり。

図表 3-18 市内事業所向け研修会の概要

| 開催日時 | 参加対象者 | 参加者数 | 内容 |
|----------------------------|--|------------------------------------|--|
| 令和8年1月27日 (火) 合計3回開催 | 岡崎市内全域の 居宅介護支援事 業所・居宅サービ ス事業所 | 約180名 約120事 業所 (2回合 計) | <ul style="list-style-type: none">● 本モデル事業の説明● 介護情報基盤やケアプランデータ 連携システムに関する最新の動向● ケアプランデータ連携システムの 利用登録・操作方法● ケアプランデータ連携システムの 操作体験(対面のみ) |

(3) ケアプランデータ連携システムの導入事業所数

本事業を通して、令和8年3月時点で、市内の基幹型地域包括支援センター1か所以外は連携のための設定を完了できるようになった。

3.4.3 長崎県東彼杵町

(1) 町外の事業所に対する声掛け

長崎県東彼杵町については、長崎県のケアプランデータ連携システム導入モデル事業の自治体として年度内のデータ連携開始を予定しており、まず令和7年10月にモデル事業とも関連した追加の課題について長崎県、モデル事業委託業者の長崎県介護支援専門員協会、東彼杵町地域包括支援センターおよび事務局にて打合せを行った。

打合せの際、東彼杵町地域包括支援センターよりモデル事業を通じて町内の事業所とは連携開始の見通しが立ったものの、町外の事業所との連携も始まらない限り、紙での共有とデータ連携の両方の業務が引き続き残ってしまうとの懸念が示された。その懸念を受け、関係各位での協議により、本事業では県のモデル事業でデータ連携を開始する町内事業所以外の、町外の事業所に対してデータ連携の開始のための声掛けや支援を行うこととした。

町外の事業所への声掛けに際しては、東彼杵町地域包括センターからのケアプランのやり取りがある町外の事業所8カ所の情報を受け、長崎県から当該事業所の保険者への協力依頼を行い、事務局からも保険者に対する説明を行った。

その後、事務局より直接、8事業所に対する導入の声掛けを行うとともに、令和8年2月にはケアプランデータ連携システムの導入(見込み)を要件とする国の処遇改善に関する施策が発表されたことを受け、追加の情報提供を行った。

しかしながら、8事業所のうち、7事業所に関しては、「介護ソフトを未導入、もしくはセキュリティの課題がある等、ケアプランデータ連携システムを使うための環境が整っていない」や「他の事業所と足並みを揃えて導入したい」との理由により、今年度中の利用開始を見送った。

また、令和8年1月には、事務局より東彼杵町地域包括支援センターの現状を確認し、町内の事業所については、県のモデル地域づくり事業の枠組みでも取組が進められていたところではあるが、年度末2月の時点でも導入に至っていない2事業所について、本事業の枠組みにおいてもアプローチを行った。うち1事業所については、今年度中の導入意向なしであったが、もう1事業所については実際には既に導入済みであるものの、活用に至っていない状況とお伺いした。

そのため当該事業所については訪問の上、活用支援を実施した。訪問時の状況としては、電子証明書の発行は完了していたものの、実際にはシステムの利用申請は未実施であった。このため、まずは利用申請の実施の上、電子証明書のインストール、システムのインストール及びログイン設定、介護ソフトからのケアプラン・サービス提供表の出力、システムを用いたデータ送信(テストとして2事業所間で実施)、並びに介護ソフトでの実績取り込み時の操作方法の説明等、一連の運用に関する支援を行った。今後については、東彼杵町地域包括支援センターに対して事業所より状況を共有いただくとともに、近隣事業所との間で実際のデータ連携を試行いただく予定である。

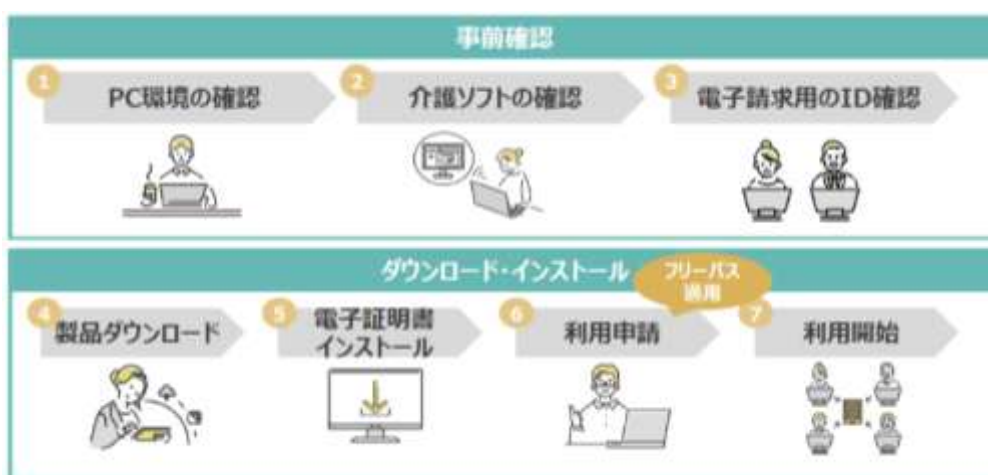
(2) 町外の事業所に対するデータ連携開始支援

一方、8事業所のうち、残りの1事業所を経営している法人からは導入への関心をお示しいたいただき、令和8年1月、事務局より法人本部に対するケアプランデータ連携システムについてのご説明を実施した。

法人本部への説明の際には、ケアプランデータ連携システムに関する説明や、導入事業所からの声、介護情報基盤との今後の統合の見通しや、処遇改善加算との要件との関連に関する説明を行った。

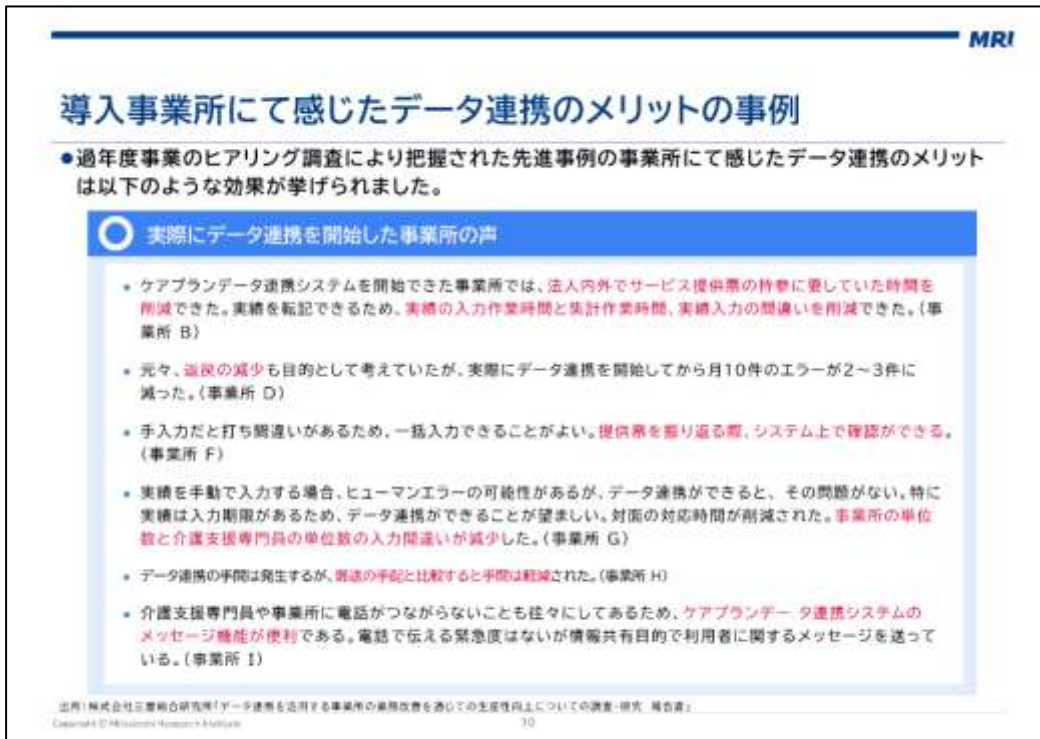
その結果、法人では2事業所に対する導入を決定し、事務局より導入に際しての伴走支援を行った。伴走支援に際しては、まず公益財団法人国民健康保険中央会でも公開している利用開始の全ステップの事前準備の内容に沿って、法人のパソコン環境や介護ソフトの環境、介護報酬請求用の電子証明書の状況を確認した。その結果、電子証明書について法人内で一部事業所に対してのみ発行されており、現在は利用されていないことから、再発行の手続きを一緒に行った。当該事業所では代理請求を行っていることから、電子証明書を保有しておらず、介護 DX 証明書を発行することで対応した。電子証明書の再発行後、システムのインストールを一緒に行った。最後に、事業所現地にて実際に介護ソフトでの実績出力及び予定取り込みを含め、システムの操作説明を実施した。

図表 3-19 ケアプランデータ連携システムの利用開始までの全体ステップ

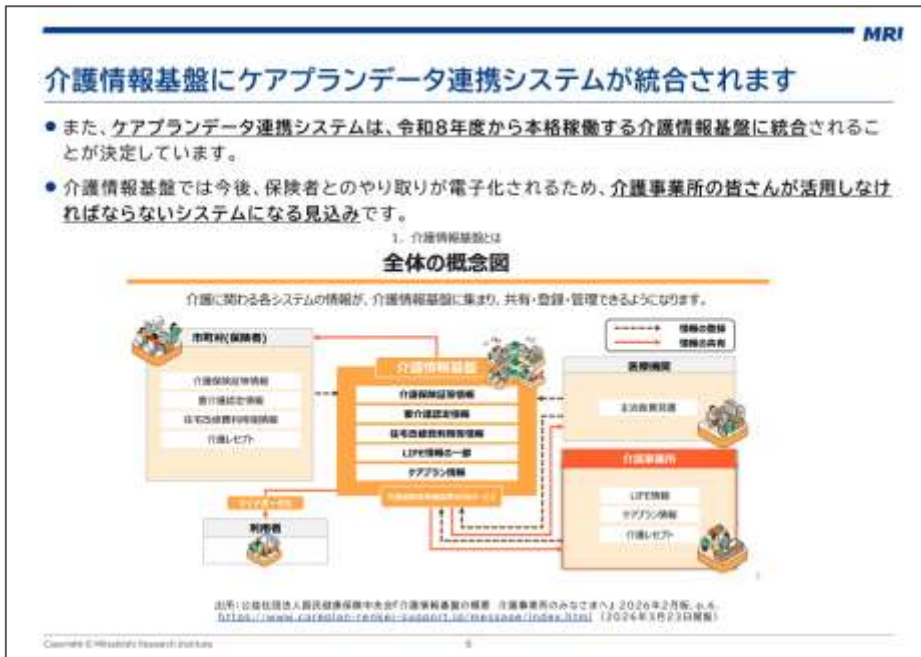


出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.2,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

図表 3-20 導入事業所からの声



図表 3-21 介護情報基盤との今後の統合の見通しについて



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「介護情報基盤の概要 介護事業所のみなさまへ」2026年2月版、p.6,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

表 3-22 処遇改善加算との関連について

賃上げ上乗せのためにケアプランデータ連携システムの導入が必要になりました

- 令和8年度の介護報酬改定においても引き続き、特例要件として「生産性向上や協働化に取り組む事業者」に対する上乗せの加算区分が設けられることになっており、継続して賃上げの要件となることが想定されます。
- 処遇改善の一環として、是非ケアプランデータ連携システムを使ってみてください。

令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定について

1. 改定率について

- 改定率 +2.03%
- 介護分野の職員の処遇改善 +1.95% (令和8年6月施行)

令和8年度賃金改定による勤務条件(賃)の整理

| 勤務条件 | 賃金 | 勤務時間 | 休日 | 退職金 |
|------------|-----|------|------|------|
| 介護従事者の勤務条件 | 賃上げ | 短縮 | 変更なし | 変更なし |
| 介護従事者の賃金 | 賃上げ | 短縮 | 変更なし | 変更なし |

出所:厚生労働省「令和8年度介護報酬改定について(要約)」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/yousei/kyosei/0000173331.html> 1/2026.4/18 16:29PM

3.4.4 宮城県仙台市

(1) モデル事業内容の検討

宮城県仙台市については、本事業の検討委員会にご参画いただいている伊丹委員(全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 制度・政策委員会 委員並びに社会福祉法人 仙台ビーナス会 西中田地域包括支援センター 所長)のご協力及び仙台市への働きかけのもと、まずは市内でICT活用に積極的である東仙台地域包括支援センターでの連携を開始することを目的として、令和7年12月に仙台市と事務局にて打合せを行った。

仙台市では当初、ケアプランデータ連携システムに個人情報載せることについて、市のシステム部門に許可を取る必要があり、まずはその手続きを実施されてからの事業参画決定であったため、他モデル地域と比較して遅れての事業開始となった。また市内におけるケアプランデータ連携システムの導入がなかなか進んでいない現状(令和6年7月時点の導入率:9.3%(192/2070 事業所))を踏まえ、本事業では、事業所向けのケアプランデータ連携システムの周知・導入促進のための研修会を開催することとした。

(2) 中心となる地域包括支援センターの圏域内事業所向け研修会の開催

東仙台地域包括支援センターの圏域内を中心とした事業所向け研修会を以下の通り開催した。

図表 3-23 中心となる地域包括支援センターの圏域内事業所向け研修会の概要

| 開催日時 | 参加対象者 | 参加申込数 | 内容 |
|---------------------------|--|----------------|--|
| 令和8年2月4日 (水) 10-12時 | 東仙台地域包括支援センターの圏域内の居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所 ※圏域外からも参加受付 | 24 事業所 37 名 | <ul style="list-style-type: none">● 本事業の説明● 介護情報基盤やケアプランデータ連携システムに関する最新の動向● ケアプランデータ連携システムの利用登録・操作方法● ケアプランデータ連携システムの操作体験 |

(3) 地域包括支援センター向けの研修会の開催

仙台市内の地域包括支援センター向けの研修会を以下の通り開催した。

図表 3-24 地域包括支援センター向け研修会の概要

| 開催日時 | 参加対象者 | 参加者数 | 内容 |
|----------------------------|---------------------------|--------|---|
| 令和8年2月17日 (火) 16-17時 | 仙台市内全域の 地域包括支援セ ンター | 51センター | <ul style="list-style-type: none">● 本事業の説明● 介護情報基盤やケアプランデー タ連携システムに関する最新の 動向● ケアプランデータ連携システム の利用登録・操作方法 |

(4) 市内事業所向け研修会の開催

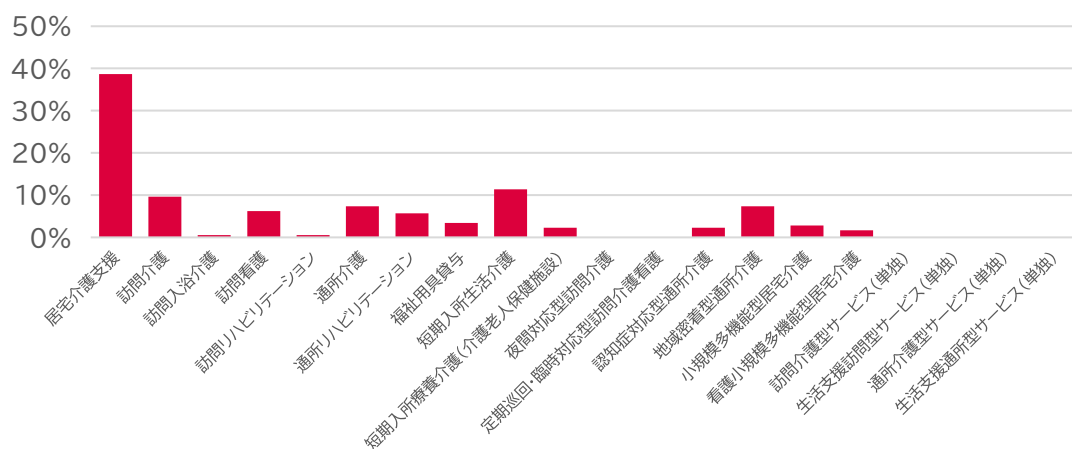
仙台市内の居宅系サービス事業所向けの研修会を以下の通り開催した。

図表 3-25 市内事業所向け研修会の概要

| 開催日時 | 参加対象者 | 申込数 | 内容 |
|-----------------------------|--------------------|--|--|
| 令和8年3月19日 (木) 10-12時半 | 仙台市内全域の 居宅系サービス | 会場:74 オンライン: 263(1事業 所当たり複 数名の申込 を含む) | <ul style="list-style-type: none">● 本事業の説明● 介護情報基盤やケアプランデー タ連携システムに関する最新の 動向● ケアプランデータ連携システム の利用登録・操作方法● ケアプランデータ連携システム の操作体験 |

また、上記市内事業所向け研修会では、終了後アンケートを実施した。主な結果は以下の通り。

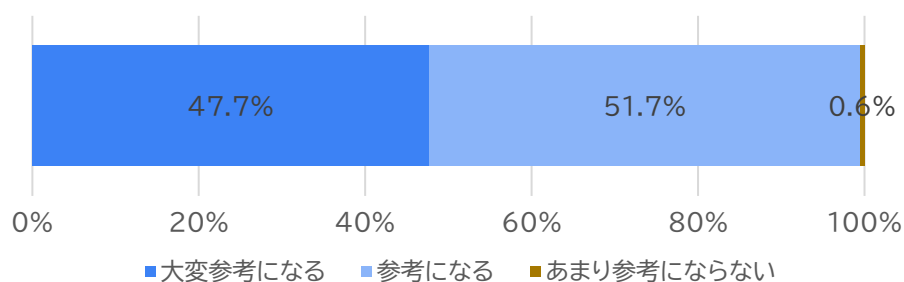
図表 3-26 参加した事業所のサービス種別(n=176)



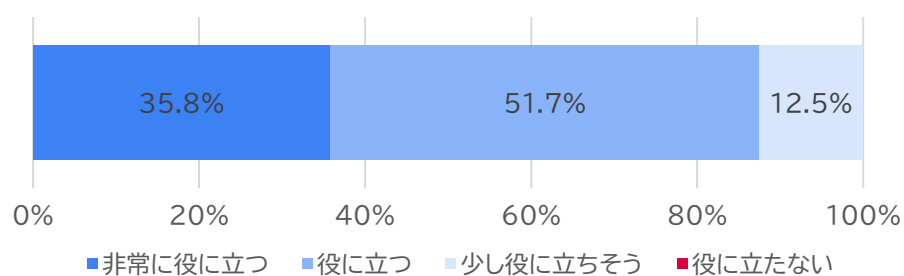
図表 3-27 参加した主な理由

| |
|-----------------------------|
| ● システムを理解するため・情報収集のため |
| ● 介護情報基盤についての理解を深めるため |
| ● システムの導入・活用を検討しているため |
| ● 処遇改善加算の要件となると聞いたため |
| ● 実際にシステムを使ってみたかったため |
| ● 既にシステムは導入済みだが、運用に至っていないため |

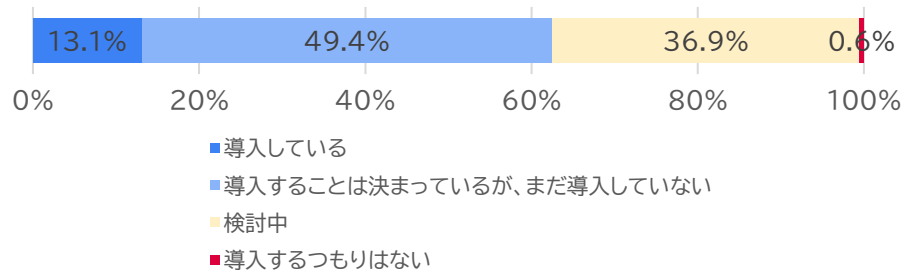
図表 3-28 研修内容について(1) (n=176)



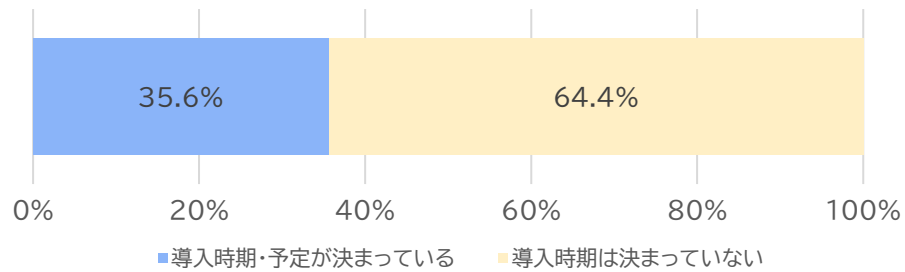
図表 3-29 研修内容について(2)(n=176)



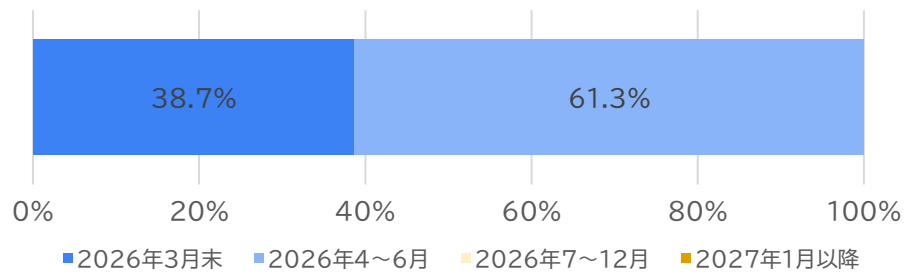
図表 3-30 ケアプランデータ連携システムの導入状況(n=176)



図表 3-31 【図表 3-30 にて導入することは決まっているが、まだ導入していない場合】
ケアプランデータ連携システムの導入の予定(n=87)



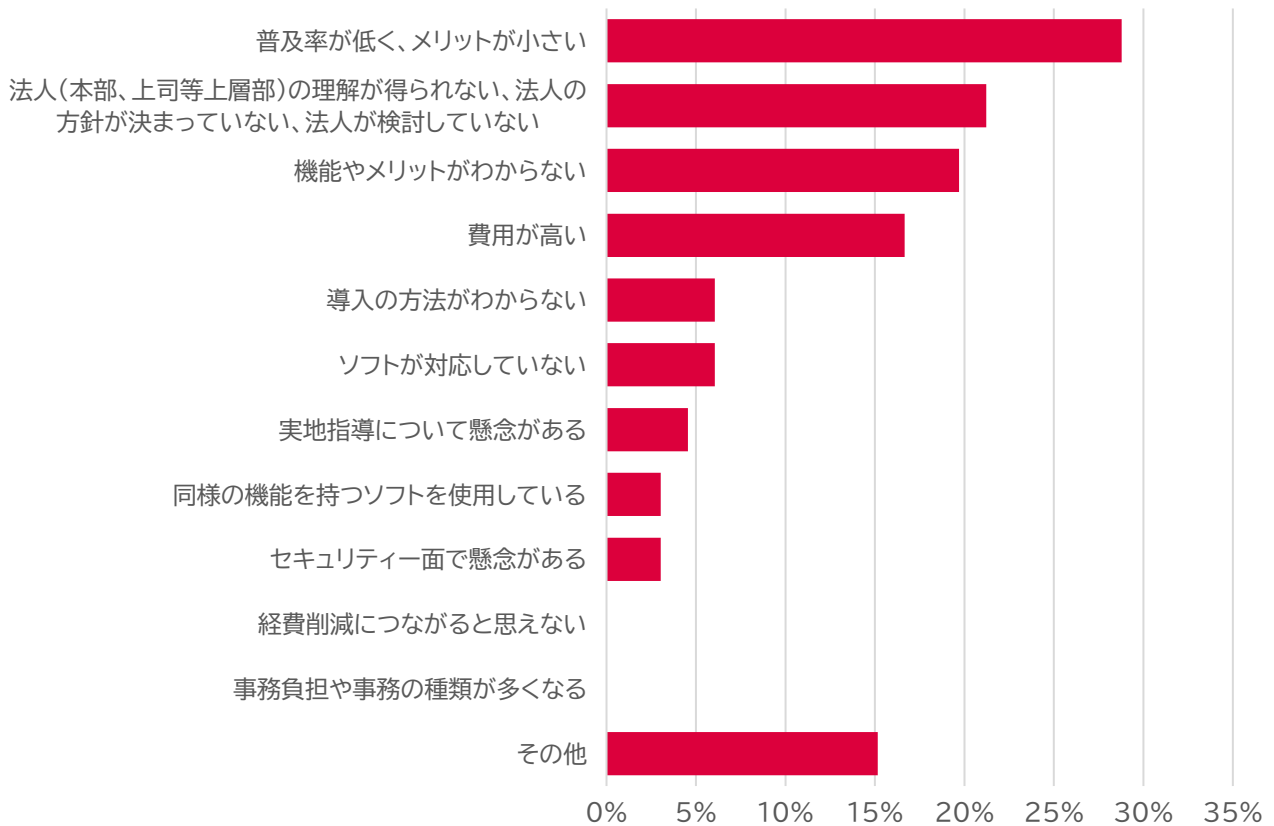
図表 3-32 【図表 3-31 にて導入時期・予定が決まっている場合】
ケアプランデータ連携システムの導入予定時期(n=31)



図表 3-33 【図表 3-31 にて検討中の場合】どのような制度、支援等があれば導入に繋がるか

| |
|--------------------------|
| ● 導入・利用にかかる費用に対する支援 |
| ● 事業所への導入説明のための人的支援 |
| ● 通所介護計画書等他資料の共有機能 |
| ● 事業所への導入もしくは導入後の指導や個別支援 |
| ● 法的な義務化 |

図表 3-34 【図表 3-31 にて検討中もしくは導入していないの場合】
導入していない理由(複数回答)(n=66)



図表 3-35 【図表 3-34 にて「法人(本部、上司等上層部)の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない」の場合】説得が難しいポイントや懸念点

| |
|--------------------------------|
| ● システム対費用効果について |
| ● 法人にとってのメリットの伝え方 |
| ● 大きな法人のため、方針が決まらなると難しい |
| ● 法人内の各拠点で使用している介護ソフトが統一されていない |

図表 3-36 【図表 3-34 にて「その他」の場合】その他の内容

| |
|------------------------------|
| ● 法人としての方針が未定であるため |
| ● 普段やり取りのある事業所での対応状況が不明であるため |

(5) ケアプランデータ連携システムの導入事業所数

本事業を通して、令和8年3月時点で、東仙台地域包括支援センターでは3件の事業所との連携ができるようになった。

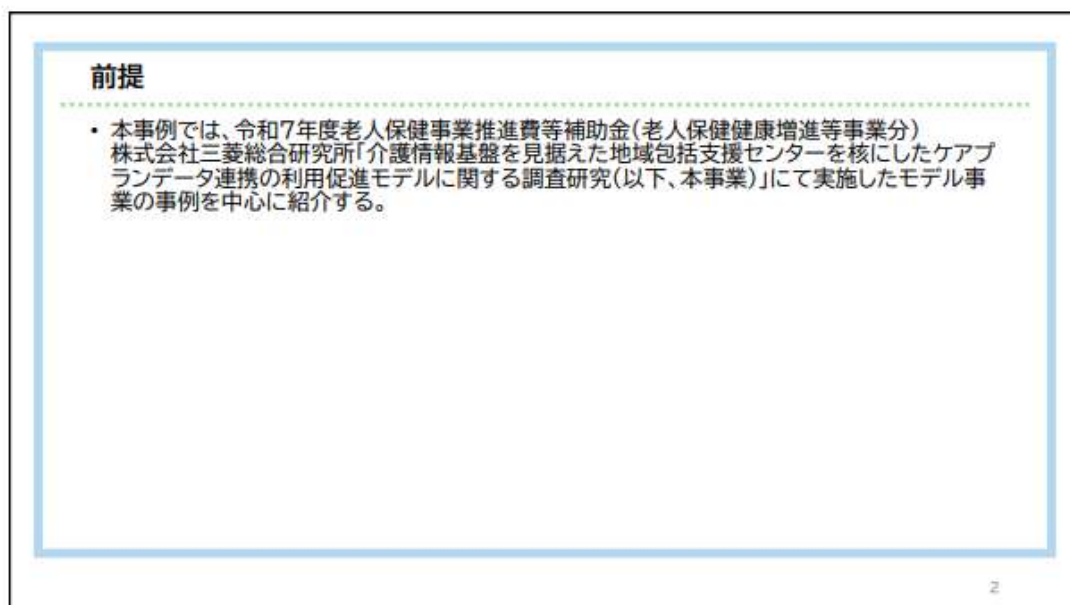
4. 地域におけるデータ連携促進モデルの手引きへの事例提供

厚生労働省「令和5年度介護事業所におけるデータ連携による生産性向上に関する調査研究等一式」にて作成した「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」の内容に、2,3 で収集した事例を別添付録資料として加えることで、手引きの更新を行った。作成した事例の内容は次項以降のとおり。

図表 4-1 地域包括支援センターを核にした連携促進モデル 事例



1

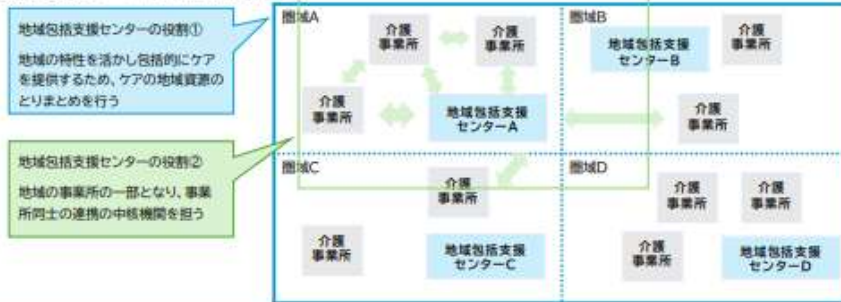


2

本事業の目的

- 本事業は主に、大規模自治体におけるケアプランデータ連携システムの普及戦略モデルについて、米子市での先行事例をもとに、地域包括支援センター中心の日常生活圏域単位での普及戦略モデルの更なる展開を試行することを目的として実施した。

【地域包括支援センターを中心とした普及戦略イメージ】



3

3

先行事例の紹介:鳥取県米子市の事例

- 鳥取県米子市では令和6年度、地域包括支援センターと連携した圏域別アプローチを行ったことで、約半年間の事業期間でシステムの導入率を3割までに引き上げられた。

2 令和6年度 米子市ケアプラン事業 総論

地域包括支援センターと連携した圏域別のアプローチ

「ケアプランデータ連携システムの活用状況等に関するアンケート調査」において把握された内容を基に、事業所を「システム導入済み」、「未導入」、「これから導入予定」の3つに分けて包括圏域ごとに一元化した上で地域包括支援センターに共有し、以下の取組を実施しました。

- ① 居宅連絡会や地域ケア会議など、地域包括支援センターと圏域内事業所が顔を合わせる機会等を活用した、システムの周知啓発・導入に関する声掛けの実施
- ② 令和7年1月開催の「ケアプランデータ連携システム普及研修会」の周知・参加勧奨の実施
- ③ 圏域事業所に対するコイセンス料補助に関する情報提供等
- ④ システムの導入に関して悩みを抱えておられる圏域事業所の市へのつなぎ支援

地域包括支援センターは圏域から各事業所との関わりが多く、信頼関係（自分ごと）の構築が可能のため、より効果的な情報発信が可能に

3 令和6年度 米子市ケアプラン事業 総論

導入率の変化（事業実績）

令和6年9月30日時点 **22.9%**

77事業所 / 336事業所

令和7年3月7日時点 **33.0%**

111事業所 / 336事業所

地域包括支援センターと連携した普及アプローチにより、導入率が3割に到達！

3/7時点で、事業所数300以上の自治体で導入率全国1位に

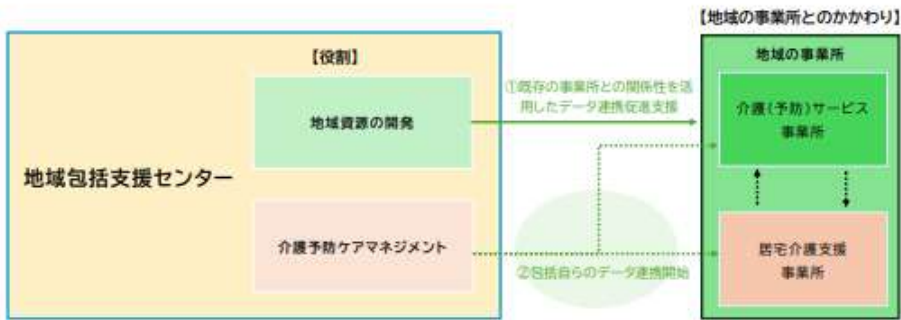
出所)公益財団法人国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システム 全国自治体向けオンラインセミナー発表資料(2025年7月18日開催、<https://www.rnfubu.com/live/3c30P2YJUEE>、閲覧日:2026年3月2日)

4

4

地域包括支援センターを核にした連携促進モデルの意義

- 地域包括支援センターは本来より地域資源の開発と介護予防ケアマネジメントの役割を持ち、その既存の役割を活用した形でデータ連携促進を行うことが有効である。

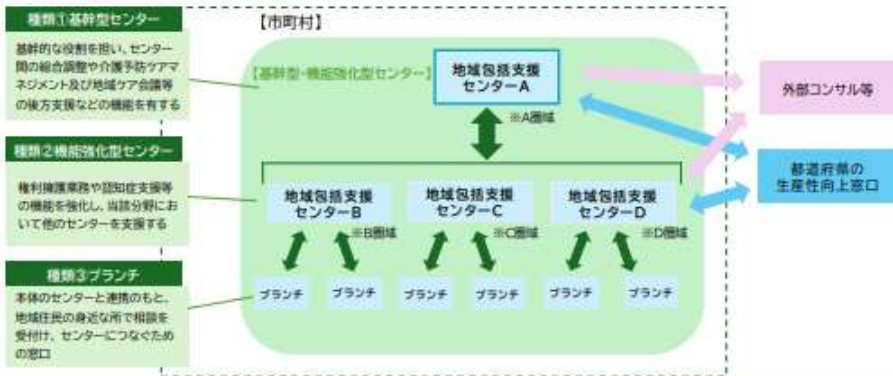


5

5

地域包括支援センターの種類と配置

- 地域包括支援センターには3つの種類があり、それぞれの種類の特徴を生かしたデータ連携促進を行うことも重要である。



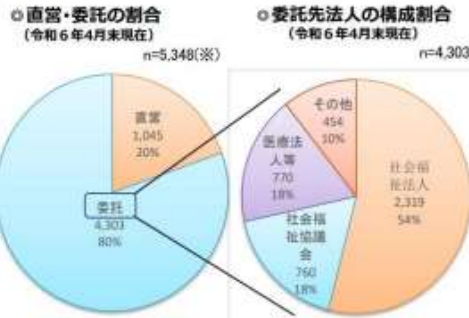
出所：厚生労働省「地域包括支援センターの概要」p.2. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001671185.pdf>, 閲覧日：令和8年3月2日)

6

6

地域包括支援センターの種類と配置

- 地域包括支援センターについては、法人への委託により運営されている場合が多い。
- 委託によって運営されている場合は、委託の内容の一部としてケアプランデータ連携システムの利用を明記することが有効である。



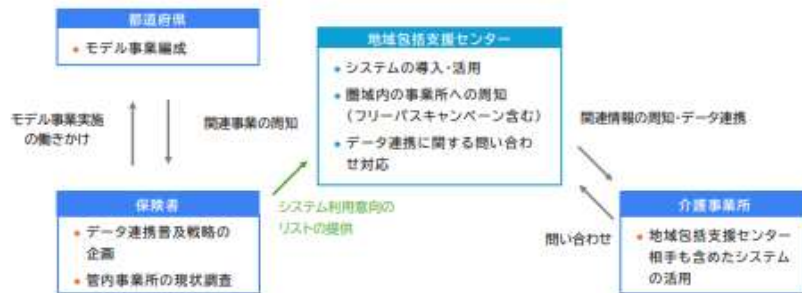
出所：厚生労働省HP「地域包括支援センターの概要」p.2. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001671185.pdf>, 閲覧日：令和8年3月2日)

7

7

地域包括支援センターを中心とした各主体の役割

- 地域包括支援センターを中心に、保険者及び都道府県との連携を図りつつ、地域包括支援センターが持つ介護事業所のネットワークを活用した展開を行うことを意識する。



8

8

地域包括支援センターと連携した圏域別のアプローチ

- 米子市の事例では、事業所を「未導入」、「これから導入予定」、「システム導入済み」の3つに分けた上で、以下の取組等を実施した。各地域の状況にあわせた取組を適宜取り入れることが必要である。

| 対象事業所 | 【取組内容】 | | | |
|----------|---|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| | ① 居宅連絡会や地域ケア会議等を活用した、システムの周知啓発・導入に関する声掛けの実施 | ② ケアプランデータ連携システム普及研修会の周知・参加勧奨の実施 | ③ ライセンス料補助に関する情報提供等 <small>令和7年度よりフリーパスキャンペーン実施中</small> | ④ システムの導入に関して悩みを抱えている圏域事業所の市へのつなぎ支援 |
| 未導入 | ★ | ★ | - | - |
| これから導入予定 | ★ | ★ | ★ | ★ |
| 導入済み | - | ★ | - | - |

9

9

事例概要

- 地域包括支援センター(以下、包括)を中心にして面的に利用を拡大していく手法について、自治体の規模・地域等を考慮しモデル地域を4カ所選定した。
- 各地域の事例について、次頁以降にて紹介する。

| 自治体名 | 実施内容 | 令和7年8月末時点での導入率 | 令和8年2月末時点での導入率 |
|---------|---|-----------------------|------------------------|
| 北海道千歳市 | 包括を中心とした連携の先進事例、昨年度事業からのノウハウを継承した普及策の方法論の検討 | 30.2% (51/169事業所) | 40.5% (66/163事業所) |
| 愛知県岡崎市 | 中核市におけるモデル事業と市内全域での普及開始 | 3.0% (20/664事業所) | 17.9% (122/681事業所) |
| 長崎県東彼杵町 | 包括を中心とした近隣地域広範囲でのデータ連携 | 0% (0/25事業所) | 66.7% (14/21事業所) |
| 宮城県仙台市 | 政令市におけるモデル的な普及促進開始の取組 | 9.3% (192/2070事業所) | 17.0% (357/2104事業所) |

※導入率の分母となる事業所数は最新時点での介護保険総合データベースの事業所数であるため、増減あり

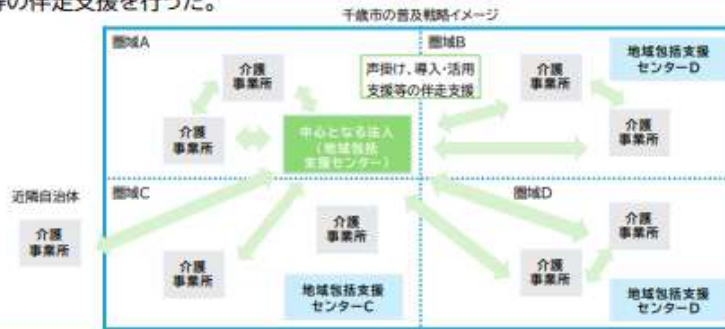
10

10

包括を中心とした連携の先進事例:概要

【事例1】北海道千歳市

- 令和6年度市内の地域包括支援センターの運営法人で実施したモデル事業を継続する形で、包括を起点として圏域内外を問わず市内・市外への普及促進を図った。
- 本事業では、包括で勤務している法人の担当者が市内外事業所への声掛けや導入・活用支援等の伴走支援を行った。



11

11

包括を中心とした連携の先進事例:実施内容

【事例1】北海道千歳市

- 事業の実施概要は以下の通り。
- 令和8年3月時点で新たに市内13件・市外5件の事業所が新規で導入し、令和6年度に導入した事業所の連携の継続率は100%である。

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|--|---|
| 実施主体 | NPO法人ちとせ介護医療連携の会 | |
| 取組概要 | 北海道よりケアプランデータ連携システム活用促進モデル事業の委託を受け、千歳市内の全事業所を対象に普及促進を実施 | 令和6年度モデル事業にて取り組んだ内容を継続する形で、普及促進を実施 |
| 取組準備 | 介護ソフトのマニュアル等から情報収集 | 左記同様 |
| 対象の選定 | 千歳市内の居住系・施設系サービスをのぞく全88事業所(介護サービスの対応実績がない場合は除く) | 令和6年度モデル事業にて前向きであったが導入ができなかった事業所や、規模の大きい型宅介護支援事業所が中心 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムの説明会開催 システムのインストール支援 ライセンス料補助金支給および調査協力報酬費支給 操作マニュアル動画作成(介護ソフトごと) 操作および運用支援等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業所担当者・法人本部への訪問・声掛けを適したケアプランデータ連携システムの個別説明 システムのインストール支援 操作および運用支援等 |
| 効果測定 | タイムスタディ調査の実施 | 令和6年度モデル事業参加事業所へのアンケート調査 |
| 市外へのアプローチ | (なし) | 苫小牧市・札幌市の事業所を対象とした講演の実施 市内外の事業所向けに展示会を開催し周知を実施 |

12

12

包括を中心とした連携の先進事例：ポイント

【事例1】北海道千歳市

・対象事業所の選定、事業所へのアプローチ内容に関するポイントは以下のとおり。

| | | | |
|-------------------------------|---|---|--|
| <p>1 対象事業所の選定</p> | <p>導入意向の確認</p>  | <ul style="list-style-type: none"> アンケート(メール)や個別連絡(電話・メール)を通して、導入意向を確認 | |
| <p>2 事業所へのアプローチの実施</p> | <p>当事者意識の醸成</p>  <p>心理的ハードルの低下</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 事業所内で権限を持っている方にアプローチ 経営層に対しては費用削減の効果モデル事業の報告書を基に伝達し、現場職員には業務内容を中心に伝達(特にFAX代削減や紙運送防止) 令和8年度の処遇改善加算の要件に入っているため、導入するメリットが大きいことを伝達 介護情報基盤が始まることを踏まえ、今から導入しておくことが準備にもなり、後々慌てなくて良いことを伝達 マニュアルの提供だけでなく、システムのインストール支援～活用支援まで伴っての支援することを伝達 無料のうち一度試していただき、もし費用がかかることが懸念ならば、再度有料になった際に諦めても構わないことを伝達 連携したいが未導入の事業所をお伺いし、その相手方に対して個別にアプローチしてメリットを訴求することで、周辺事業所と足並みを揃えられるようにする | <ul style="list-style-type: none"> 事業所に訪問した方がより効果的 最新の制度状況を踏まえて伝達 導入時～導入直後の置きやすい時期の支援が特に重要 携れてくると事業所内で自己解決できるようになる |
| <p>3 導入・活用支援の実施</p> | <p>実務面でのサポート</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 担当者が自身がシステムを活用している経験に基づき、マニュアルの提供、システム・介護ソフトの操作方法の伝達、置きやすいポイントの共有、設定代行やトラブルシューティング等を行うことで肯定的に支援 | |

13

包括を中心とした連携の先進事例：課題・今後の予定

【事例1】北海道千歳市

・事業を通して得られた気づきや現在の課題、今後の取組予定は以下のとおり。

【対外向け説明資料(NPO法人ちとせ介護連携推進の会作成)】

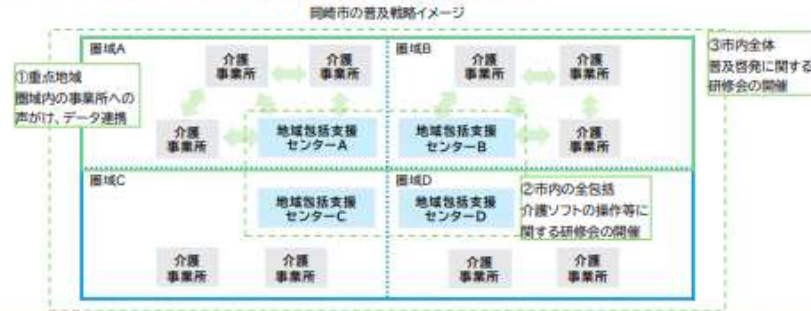
| | | |
|----------------|--|--|
| <p>得られた気づき</p> | <p>必要な観点・まとめ</p> <p>サブランディング連携システムを有効活用するには、ルールが必要です。</p> <p>① 導入体制の確立 早くから導入するためにはコストや業務時間を減らさなければならず、適切な体制を整えることが重要となります。</p> <p>② 活用体制の確立 導入後に困らない体制で業務が回ります。現場も活用して、定着させることが重要です。</p> <p>③ 役割の分担・責任 導入する事業所が異なる場合、お互いの業務が重なる部分やサブランディング連携システムです。従来の利益だけでなく、長期的かつ広い視野で取り組むことが期待されることにつながります。</p> <p>④ 事業所で行うのではなく、地域で支え合い・オペレーション等に関する情報共有が重要 さらに担振り役となる人物や機関が必要(担振り役以外は、原簿から支援・協力する役割)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 包括が担振り役になることだけでなく、担振り役の選定や後方支援を行うことも役割として考えられる |
| <p>現在の課題</p> | <p>最大のボトルネックは、「地域内における導入事業所の密度不足」であり、従来業務の手間が増えている</p> | |
| <p>今後の取組予定</p> | <p>システム利用事業所から「連携したいが未導入の事業所リスト」をヒアリングし、取引先からの要望として訴求を行う汎用的なマニュアルだけでなく、地域で利用シェアの高い主要な介護ソフトの組み合わせ(例:A社ソフトからB社ソフトへの連携手順)に特化した、実践的な「つまづき解消FAQ」の作成を検討する</p> | |

14

中核市における連携の開始事例:概要

【事例2】愛知県岡崎市

- 市内の地域包括支援センターのうち、4つの日常生活圏域を重点地域とし、包括を中心に圏域内の事業所への声かけやデータ連携等を実施した。
- また、市内全包括を対象に介護ソフトの操作等に関する研修会や、市内全域の事業所を対象に普及研修会を行うことで、市内全体での普及促進も図った。



15

15

中核市における連携の開始事例:実施内容

【事例2】愛知県岡崎市

- 研修会の実施概要は以下の通り。
- 岡崎市から市全域の地域包括支援センターに向けて今年度中の利用開始を積極的に声掛けした結果、令和8年3月時点で、市内の基幹型地域包括支援センター1か所以外は連携のための設定を完了できるようになった。

| | | 参加事業所数 /開催方法 | 研修会の内容 |
|--------------|------------------------|---------------------------------|---|
| 令和8年 1月中旬 | 岡崎市地域包括支援センター向け 研修会 | 38名(約20カ所) /オンライン開催 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本モデル事業の説明 ✓ 介護情報基盤やケアプランデータ連携システムに関する最新の動向 ✓ ケアプランデータ連携システムの利用登録・操作方法 |
| 令和8年 1月下旬 | 岡崎市居宅系サービス事業所向け 研修会 | 182名(約120カ所) /対面開催 (2回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ケアプランデータ連携システムの操作体験(対面のみ) ✓ 地域包括支援センター利用介護ソフト上のケアプランデータ連携のための操作の実体験 |

16

16

中核市における連携の開始事例：課題と解決策

【事例2】愛知県岡崎市

- 地域包括支援センターにてインターネット環境の利用に制約がある場合、ケアプランデータ連携の利用開始の際に以下の注意が必要である。

- インターネット環境のセキュリティ要件を確認**
 - インターネット環境上でもアクセス可能なサイト等を制限している場合は、ケアプランデータ連携システム等の通信の許可が必要
 - 特に、ケアプランデータ連携を利用するための電子証明書を発行する電子請求受付システムは、サーバとの通信時に通信内容を保護するために、暗号化通信(TLS1.2)のみ通信が可能
- 介護ソフトのバージョンを確認**
 - インターネット環境に制約がある場合、介護ソフトについても自動アップデートに対応していない場合あり
 - 介護ソフトが提供している最新のケアプランデータ連携機能に対応できていない場合があるため、現在の介護ソフトのバージョンが最新か、介護ソフトベンダーへ確認
- インターネット環境に接続できる端末を確認**
 - 介護ソフトがインストールされている端末ではインターネット環境に接続できない場合あり
 - ケアプランデータ連携システムについてはインターネット接続が可能な端末での利用が必要
 - 介護ソフトまたはケアプランデータ連携システムからダウンロードしたファイルについては、所定のセキュリティ規定を満たすUSBドライブ等の記憶媒体で端末間の移動を行う



17

17

包括を中心とした近隣広範囲でのデータ連携：概要

【事例3】長崎県東彼杵町

- 町内唯一の地域包括支援センターを中心とし、町内外問わず現行でケアプランデータのやり取りのある事業所を対象として声掛けを行った。
- 先行して開始していた県のモデル事業では町内での連携を中心に、本事業では町外事業所との連携を並行してアプローチを実施した。



18

18

包括を中心とした近隣広範囲でのデータ連携:ポイント

【事例3】長崎県東彼杵町

- 実施の流れと実施イメージは以下の通り。
- 令和8年3月時点で、東彼杵町地域包括支援センターではやり取りのある9件の事業所のうち、6件の事業所との相互の連携ができるようになった。

令和7年 11～12月 地域包括支援センターの協力依頼に対し、導入の協力が得られていない町外の事業所へ声掛け(電話)

令和8年 1月 上記事業所のうち、興味を持ってくださった法人本部へご訪問の上ご説明し、導入を決定いただく

令和8年 2～3月 上記法人の導入支援の他、町内で未だ導入に至っていない事業所の支援を実施

○今回協力いただけなかった事業所の主な理由

- ✓ 介護ソフトを未導入、もしくはセキュリティの課題がある等、ケアプランデータ連携システムを使うための環境が整っていない
- ✓ 他の事業所と足並みを揃えて導入したい 等

○法人本部への主な説明内容

- ✓ ケアプランデータ連携システムについて
- ✓ 導入事業所の声
- ✓ 介護情報基盤との統合について
- ✓ 処遇改善加算の要件との関連について

○導入支援の内容

- ✓ オンラインで事業所側のPC画面を一緒に確認しながらの登録作業
- ✓ 電子証明書発行状況の確認
- ✓ 介護ソフト側の操作方法の説明
- ✓ その他課題の聞き取り

【法人向け説明資料のイメージ】

【オンラインでの導入支援イメージ】

政令市におけるデータ連携の開始事例:概要

【事例4】宮城県仙台市

- 全3回に渡り、ケアプランデータ連携システムについての研修会を実施した。
- 各回の対象は①モデル圏域内事業所、②市内地域包括支援センター、③市内居宅系サービス事業所とした。

仙台市の普及戦略イメージ

政令市におけるデータ連携の開始事例:実施内容

【事例4】宮城県仙台市

- 研修会の実施概要は以下の通り。
- 令和8年3月時点で、東仙台地域包括支援センターでは3件の事業所との連携ができるようになった。

| | | 参加事業所数 /開催方法 | 研修会の内容 |
|------------|------------------------|---------------------------------------|---|
| 令和8年 2月 | モデル圏域(東仙台)事業所向け 研修会 | 24事業所37名 /対面開催 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本モデル事業の説明 ✓ 介護情報基盤やケアプランデータ連携システムに関する最新の動向 ✓ ケアプランデータ連携システムの利用登録・操作方法 |
| 令和8年 2月 | 仙台市地域包括支援センター向け 研修会 | 51センター /オンライン開催 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ケアプランデータ連携システムの操作体験(対面のみ) |
| 令和8年 3月 | 仙台市居宅系サービス事業所向け 研修会 | 申込数 会場:74 オンライン:263 ハイブリット開催 | |

東仙台地域包括支援センターの方の声



使い慣れるまでには時間がかかったが、現在は域内の3事業所とケアプランデータのやり取りをシステムで行っており、問題なく使えている。今後も継続して利用していきたい。

21

21

まとめ:包括を中心としたデータ連携促進における保険者の役割

都道府県・保険者

地域包括支援センター



データ連携の利用の推進

- 保険者としてデータ連携を推進する方針を地域包括支援センターを含む介護事業所向けに示し、包括と事業所間をつなげる
- 都道府県のモデル事業等を積極的に活用する



包括におけるICT環境の整備

- 包括側でデータ連携を活用できるよう、端末やネットワーク・セキュリティ環境の規定を見直す
- 必要に応じて環境を整備できるよう、都道府県の補助金等の活用を促す



委託内容でのデータ連携の明記

- 包括を委託する際、もしくはケアプラン業務をケアマネに委託する際、委託内容にデータ連携の活用に関する内容を含める
- データ連携のための費用等を考慮した委託料を取り決める

22

22

5. 事業全体のまとめ

本事業は、令和8年度以降、順次利用開始される「介護情報基盤」に格納するケアプラン情報について、自治体主導で事業所グループを作り、面的に利用促進を図る手法の更なる検討を目的として実施した。具体的には、一部の自治体にて既に取り組みされている地域包括支援センターを中心としたケアプランデータ連携の普及活動を参考に、他地域においても地域包括支援センターを中心としたモデル作りを行うことを目的として実施した。

まずは、令和6年度「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」を実施した自治体や、ケアプランデータ連携システムの登録率が高くなっている先行自治体における地域包括支援センター等を対象に、地域包括支援センターを中心としたケアプランデータ連携システムの普及促進の取組についてヒアリング調査にて把握した。

今回のヒアリング対象の5か所については、他自治体に先駆けて取組を始めたものの、まだ模索中の自治体も含まれていたが、一部の先進事例においては、町内で先進的な事業所での評判が口コミで広がり、さらに地域包括支援センターより導入のサポートの提案をすることで、90%以上の事業所のデータ連携につなげた事例も見受けられた。

一方、地域包括支援センターについては既存の担当圏域内の介護(予防)事業所等の地域資源との関係を活かしてケアプランデータ連携システムの中核となることが期待されているが、今回のヒアリング対象の地域包括支援センターの中では新設のセンターであることから、ケアプランデータ連携システムを地域との関係性作りのきっかけとして普及活動を進めた事例も確認された。

また、本事業では地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法について、モデル地域として北海道千歳市、愛知県岡崎市、長崎県東彼杵町、宮城県仙台市を選定し、ケアプランデータ連携システムの普及促進のモデル事業を実施した。4地域については、それぞれ政令指定都市・中核市・一般市町が含まれる形で、様々な規模の地域における地域包括支援センターを中心とした普及策に関する試行的な取組を行った。

なお、4地域のうち、北海道千歳市を除く3地域については令和7年度下半期より取組を始めたため、地域包括支援センター向けの研修会から地域全体の介護事業所向けの研修会を開催する等、まずは地域としてデータ連携を進める意思表示も含めた周知・広報を開始する内容が中心であった。令和8年度にはケアプランデータ連携システムが介護情報基盤に統合される予定であることや、引き続き処遇改善加算の上乗せ要件としてもシステムの活用が増える見込みである時代背景も踏まえ、今年度の取組をきっかけとして更なる普及促進が望まれる。

一方、今回のモデル事業の事例により、システムを地域で普及促進するにあたり、介護事業所としての目線を持ち合わせている身近な存在の地域包括支援センターが旗振り役となる、もしくは中心となる他の介護事業や保険者等の自治体担当者と連携・協力体制を組み、実際の普及促進を主体的に担う、もしくは後方支援を行うことは有効であると考えられた。取組の中で、まだシステムを使い始める前は心理的な不安や障壁が存在することに對し、地域包括支援センター等からの支援の声掛けがあることで、その不安の解消につながることも示された。地域包括支援センターについても人材不足の問題は業界共通であるが、実際に使い始めると問合せの発生も少なく、事業所側にて使い慣れることで自己解決もできるようになるため、実際の問合せはあまり発生していないとの話もあった。また、他ではなく、地域包括支援センターが旗振り役となる意義としては、地域包括支援センター自ら連携先となる、または連携先を見つけるつなぎ役になることで、連携を実際に開始でき、効果を実感できることで、継続につながることを考えられた。

本事業の上記成果については、「包括支援センターを核にした連携促進モデル 事例」に取りまとめ、厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」への提供を行った。

6. 参考資料

6.1 ケアプランデータ連携システム研修会資料一式(岡崎市の例)

介護情報基盤とケアプランデータ連携システム

MRI 三菱総合研究所

2026年1月27日

医療・介護DX本部

MRI

本日のプログラム

| # | 開始時間 | 終了時間 | 進行項目 | 対応者 |
|----|-------|-------|----------------|----------|
| 1 | 10:00 | 10:05 | 0:05開会ご挨拶 | 主催者(岡崎市) |
| 2 | 10:05 | 10:13 | 0:08背景説明 | MRI |
| 3 | 10:13 | 10:20 | 0:07最新情報 | |
| 4 | 10:20 | 10:40 | 0:20利用事業所の声 | |
| 5 | 10:40 | 10:45 | 0:05システム説明① | |
| 6 | 10:45 | 10:55 | 0:10システム説明② | |
| 7 | 10:55 | 11:05 | 0:10システムデモ説明 | |
| 8 | 11:05 | 11:20 | 0:15データ連携のポイント | |
| 9 | 11:20 | 11:30 | 0:10質問対応 | |
| 10 | 11:30 | 12:00 | 0:30操作体験会 | |
| 11 | 12:00 | | 終了 | |

弊事業のご説明

令和7年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
「介護情報基盤を見据えた地域包括支援センターを核にしたケアプランデータ連携の利用促進モデルに関する調査研究」

- 令和8年度以降、順次利用開始される「介護情報基盤」に格納するケアプラン情報は、ケアプランデータ連携システムを介して介護情報基盤に収集することが見込まれており、円滑な利用開始のためにも、ケアプランデータ連携システムの利用を加速化させ、早期に利用事業所を増やす必要がある。
- 特に、自治体主導で事業所グループを作り、面的に利用促進を図ることが有効であり、令和5年度補正予算において「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」を実施している。また、令和7年度より適用される標準仕様Ver4.1では正式に介護予防支援に対応し、地域包括支援センターでの活用が期待されている。
- さらに、一部自治体では令和6年度より地域包括支援センターを中心としたケアプランデータ連携の普及活動に取り組んでおり、令和7年度には上記の標準仕様の改定により、さらにその取組が進められることが想定される。先行事例の鳥取県米子市では令和6年度に地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法を実施し、令和7年2月21日時点で申請数111件、申請率33.0%まで増加している。本事業では、米子市等の先行自治体での取組を参考にした地域包括支援センターを中心としたモデル作りや効果検証を行う。

Copyright © Misaki Research Institute

3

1. はじめに

ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。



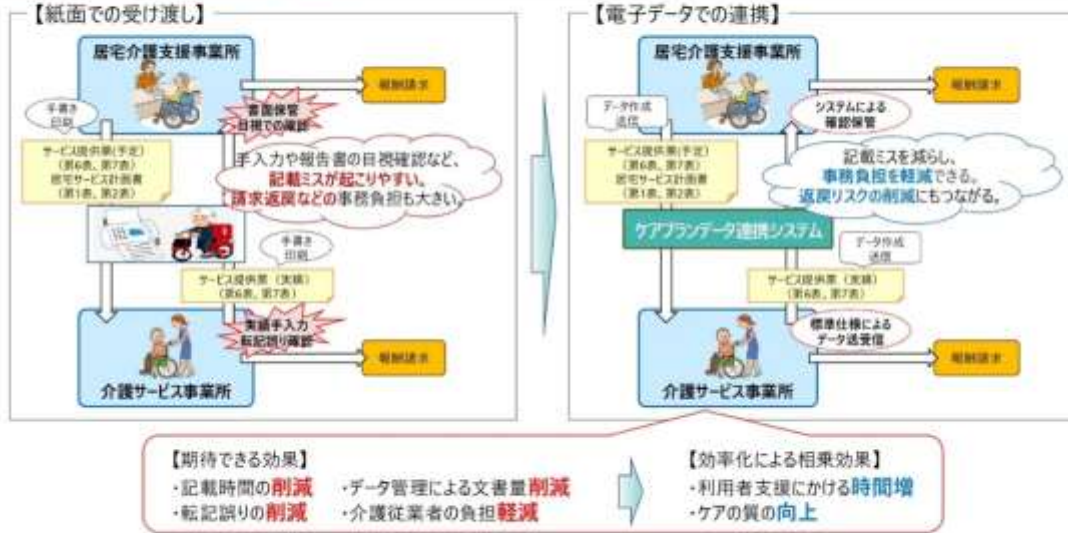
Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

4

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.4,

<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

2. システム活用による効果



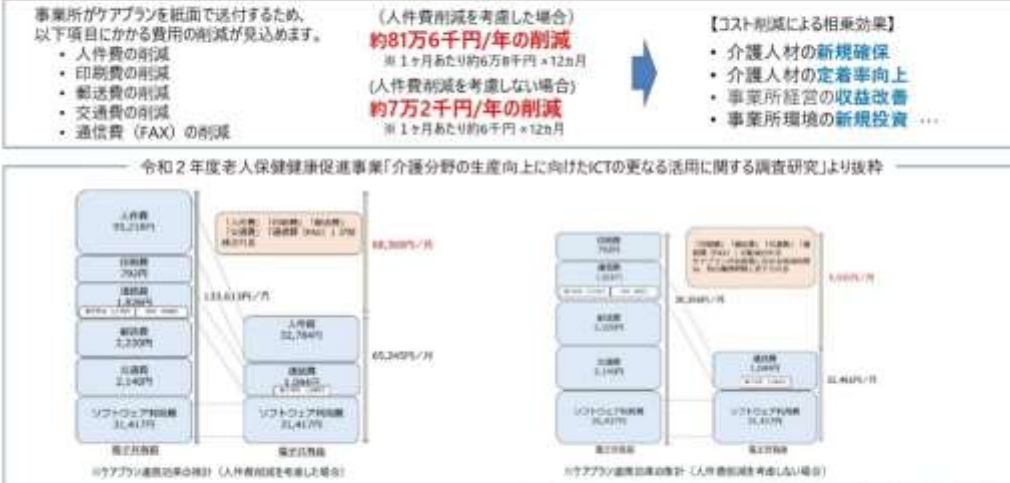
Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

6

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.6,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

2. システム活用による効果

■費用対効果の試算例



Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

※調査研究のアンケート結果から試算した全国平均の見込み金額あり。削減費を稼約するものではありません。

7

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.7,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

1. 介護情報基盤とは 全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、共有・登録・管理できるようになります。



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「介護情報基盤の概要 介護事業所のみなさまへ」2026年2月版, p.6,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

MRI

ケアプランデータ連携システムを今導入することで、処遇改善のための補助金が受けられます！

- 令和7年度の処遇改善の補助金の上乗せ分を受け取るためには、生産性向上の取組の一環として、ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)いただく必要があります。(加入とは、システムを導入し活用することを指します。)

令和7年度 厚生労働省補正予算案の主要施策集

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
 - ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
 ア) 訪問、通所サービス等
 → ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
 イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 → 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

出所:厚生労働省 令和7年度厚生労働省補正予算案の主要施策集(https://www.mhlw.go.jp/w/cusan/cusan/25husei/dl/25husei_2025128_01.pdf)、2025年12月5日閲覧

賃上げ上乗せのためにケアプランデータ連携システムの導入が必要になりました

- 令和8年度の介護報酬改定においても引き続き、特例要件として「生産性向上や協働化に取り組む事業者」に対する上乗せの加算区分が設けられることになっており、継続して賃上げの要件となることが想定されます。
- 処遇改善の一環として、是非ケアプランデータ連携システムを使ってみてください。

令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定について

◆ 12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 改定率について

◆ 改定率 +2.03%

(内訳)

- 介護分野の職員の処遇改善 +1.95% (令和8年6月施行)
 - ・ 介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置
 - ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置

※ 合計で、介護職員について雇月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置

① 上記の措置を実施するため、

② 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみならず介護事業者に拡大する。

③ 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。

④ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに

令和8年度改定による取得要件(案)の整理

| 取得要件 | 加算Ⅳ | 加算Ⅲ | 加算Ⅱ | 加算Ⅰ |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 生産性向上の取組 (職場環境改善) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 職員の処遇 (キャリアパス要件) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 改善投資金年間440万円 (キャリアパス要件) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 経営・組織改善投資金 (キャリアパス要件) | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境改善要件は、令和8年度の改定の施行で、

加算Ⅰ～Ⅳも取得した事業者の介護職員分の処遇改善を上乗せ

注) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)又は令和8年度特例要件により算定可能。

(注) 令和7年度厚生労働省による生産性向上や協働化の取組(取組内容の要約)

①) 施設、訪問サービス等、ケアプランデータ連携システム導入(2024年度)等。

②) 施設、訪問サービス、多機能サービス、居宅介護サービス等;生産性向上推進研修1又は2を修得(又は取込み)等。

出所:厚生労働省 令和8年度予算に関する「大臣折衝事項」について(報告)(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67983.html)、2026年1月16日閲覧

Copyright © Mitsubishi Research Institute

9

もし不明な点があれば…

- 以下をご参照ください

- ・ ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 第1.20版
- ・ 【厚生労働省作成資料】介護現場における生産性向上について
～ケアプランデータ連携システム導入のねらいと期待される効果～
- ・ 【厚生労働省作成資料】ケアプランデータ連携を想定した課題分析と業務改善計画案
- ・ 【厚生労働省作成資料】ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集
- ・ よくあるご質問 | ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト (careplan-renkei-support.jp)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

10

もし不明な点があれば…

- オペレーターの方が電話で質問することができます（TEL:0120-584-708 平日9～17時）
- お問い合わせフォームやチャットで質問したい場合は以下をご参照ください
ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ
<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>



ヘルプデスク:電話



ヘルプデスク:問い合わせフォーム



ヘルプデスク:チャット

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」お問い合わせ<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html> (令和6年8月30日閲覧)
公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」「ケアプランデータ連携システムスタートガイド」20245010_startguide_sousa.pdf (careplan-renkei-support.jp) (令和6年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

11

ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

ケアプランデータ連携システムに関する最新情報
(全国自治体向けオンラインセミナー)

公益社団法人
国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

2026/1/14版

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」
2026年1月14日版, p.1, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

アジェンダ

1. フリーパスキャンペーン延長に関するご案内
2. 介護情報基盤用カードリーダー導入助成金に関するご案内
3. 電子請求受付システムのパスワード再発行方法の変更に関するご案内
4. ヘルプデスクサポートサイト内の最新コンテンツのご紹介

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

2

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.2, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

1. フリーパスキャンペーン延長に関するご案内

2025年6月1日より実施している『フリーパスキャンペーン』は、**2026年度下期中に予定している介護保険資格確認等WEBサービスへの統合日まで、延長**することとなりました。初めてご利用される方はもちろん、現在キャンペーンをご利用している方もキャンペーン対象となっており、引き続き無料でご利用いただけます。



ライセンス料

ライセンス料『**一切不要**』です

通常
21,000円/年 → **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方◎

現在ご利用中の方◎

一度ご利用をやめた方◎

現在フリーパスキャンペーンをご利用中の方◎



現在フリーパスキャンペーンご利用中の方も引き続き無料でご利用いただけます！
申請方法については、別途ご案内いたしますので、お待ちください//

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

3

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.3, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

2. 介護情報基盤用カードリーダー導入助成金に関するご案内（1/2）

現在、関連事業へ助成金の交付を行っておりますが、介護事業所等において導入支援事業者から介護情報基盤およびケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用は助成の対象となります。

申請期間 今年度の助成金申請手続きは2026年3月13日(金)まで
*2026年4月以降の助成金の扱いは、厚生労働省より後日案内があります

助成金対象

1. カードリーダーの購入経費*
*介護サービス種別によって助成限度台数が決まっています。

2. 介護情報基盤との接続サポート等経費*
*介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。

➡ 『ケアプランデータ連携システムの初期設定支援』も対象となります

助成条件
『2. 介護情報基盤との接続サポート等経費』と一体的に受けることが条件となります。
ケアプランデータ連携システムの接続・初期設定支援のみの場合には助成の対象外となりますのでご注意ください。

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会



介護保険資格確認等WEBサービスへの統合を見据えこの機会に助成金をご活用ください//

4

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.4, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

2. 介護情報基盤用カードリーダー導入助成金に関するご案内（2/2）

助成限度額は以下の通りです。なお、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます

| 助成限度額 | 対象（介護サービス種別） | カードリーダー助成限度台数 | 助成限度額（1・2の合算金額） |
|-------|--------------|---------------|-----------------|
| | 訪問・通所・短期滞在系 | 3台まで | 6.4万円 |
| | 居住・入所系 | 2台まで | 5.5万円 |
| | その他 | 1台まで | 4.2万円 |

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

5

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.5, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

3. 電子請求受付システムのパスワード再発行方法の変更に関するご案内

ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID・PWの内、PW再発行方法の手順が簡易化しました。これまで、PW失念時は、所轄の国保連合会へ問合せいただくようご案内していましたが、諸手続きを電子請求受付システム上で行うことができるようになりました。

再発行手順

1. 電子請求受付システムのログイン画面内の下図赤枠を押下する



2. 画面内の案内に沿って再発行の手順へ進みます

※セキュリティ用メールアドレスの有無によって手順が異なりますのでご注意ください。

セキュリティ用メールアドレスをご登録済の方

セキュリティ用メールアドレスを登録している場合、ユーザIDの確認・パスワードの再設定を即時対応できます。操作は数分で完了できます。

セキュリティ用メールアドレスが不明・未登録の方

セキュリティ用メールアドレスが不明／未登録の場合、手続き後、数日から1週間程度で、所轄の国保連合会からユーザID・仮PWを記載した書類を郵送にてご案内します。

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

6

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.6, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

4. ヘルプデスクサポートサイト内の最新コンテンツのご紹介 (1/3)

介護情報基盤への統合を見据え、介護情報基盤ポータルサイトのバナーリンク等を設置しています。介護情報基盤ポータルでは、介護情報基盤に関する基本的な概要や助成金に関する手続き等が行えますので、ぜひご覧ください。



Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

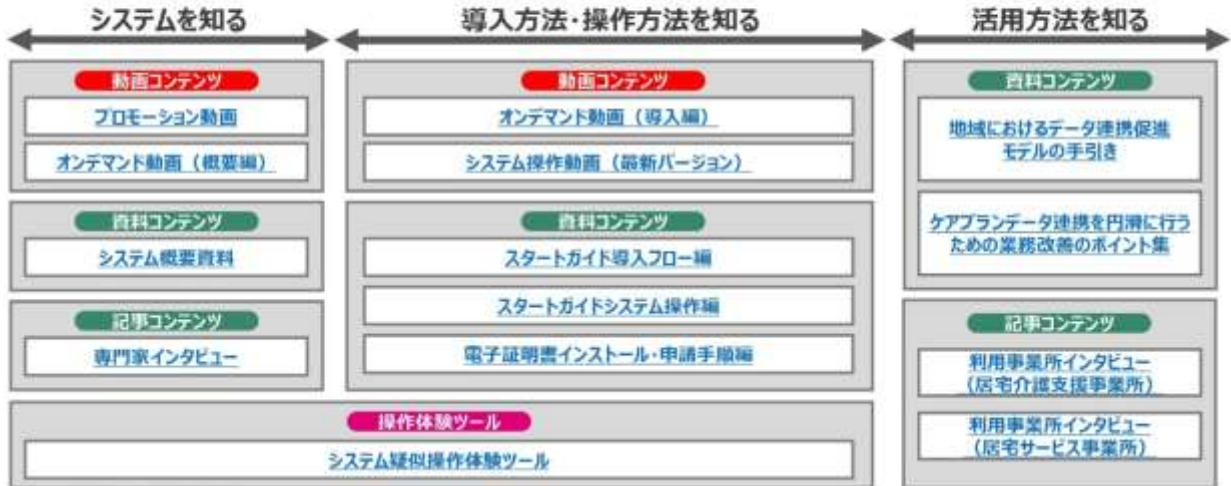
7

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.7, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

4. ヘルプデスクサポートサイト内の最新コンテンツのご紹介 (2/3)

ケアプランデータ連携システムへの理解や利用状況に合わせて動画・テキスト・記事でそれぞれご用意しています。時間や場所に問われずに本システムについて理解を深めていただくことができるため、ぜひ積極的にご活用ください。



Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

8

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.8, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

4. ヘルプデスクサポートサイト内の最新コンテンツのご紹介 (3/3)

YouTubeチャンネル内に新規コンテンツとして『ケアプー講座』と最新バージョンに対応した『システム操作動画』を公開していますので、ぜひ管内の介護事業所様へも展開いただければと思います。

ケアプー講座

ケアプランデータ連携システムについて短時間で簡単に学べるケアプー講座を配信。ゲストをお呼びしてシステムの活用事例などを紹介しています。



【ケアプー講座】ケアプーで業務はどう変わった？先進事業所に徹底研修

ケアプランデータ連携システム
チャンネル登録130人

Copyright © 公益社団法人国民健康保険中央会

システム操作ガイド（最新バージョン対応）

ケアプランデータ連携システムの機能や操作方法について解説しています。各機能に沿った動画コンテンツをそれぞれ公開中。



9

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.9, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

ケアプランデータ連携システムに関するお問い合わせ

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト



0120-584-708

受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）
お問い合わせフォームからも受け付けています



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムに関する最新情報(全国自治体向けオンラインセミナー)」

2026年1月14日版, p.10, <https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

初めてご利用される方へ

ケアプランデータ連携システム スタートガイド

導入フロー編

令和8年1月
操作マニュアル 2025年9月26日版
連携クライアントアプリバージョン1.2.0対応



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.4,

<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編

はじめに

はじめに

利用開始前の確認

1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ

4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

よくある質問

利用開始までの全体ステップ

ケアプランデータ連携システムを利用に際して、確認事項や対応事項があります。スムーズに利用が開始できるよう本資料に沿って確認およびご対応をお願いいたします。

事前確認

- 1 PC環境の確認
- 2 介護ソフトの確認
- 3 電子請求用のID確認

ダウンロード・インストール

- 4 製品ダウンロード
- 5 電子証明書インストール
- 6 利用申請
- 7 利用開始

フリーパス 適用

2

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.2,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編

1. PC環境の確認

はじめに

はじめに

利用開始前の確認

1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ

4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

よくある質問

PC環境の確認

クライアントアプリケーションが安全かつスムーズに実行できるようPC環境およびネットワーク環境は常に最新の状態にしておくことを推奨しています。必要に応じて、環境の整備をお願いいたします。

● PC端末

OS : Windows11

※最新のプログラム状態を推奨します (Windows Updateを確認し必要に応じて実行ください)

端末 : インターネット環境が整備されている端末

カレンダー表示 : 西暦 (和暦設定での使用はできないため西暦設定に変更ください)

○ 西暦表示 × 和暦表示

11:23 11:22
 2024/03/19 06/03/19

● ネットワーク環境

ブラウザ : Microsoft Edge(chromium版)、Google Chrome

PDFビューワー(推奨 : Adobe Acrobat Reader)

3

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.3,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

ID確認およびパスワード再発行手続き方法

ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な電子請求用のID確認・PW再発行のお手続きを電子請求受付システム上で行うことができます。下記手順に沿って、ご対応の程よろしくお願いたします。

再発行手順

1. 電子請求受付システムのログイン画面から**下図赤枠**を押下する



2. 画面内の案内に沿って再発行の手順へ進みます
※セキュリティ用メールアドレスの有無によって手順が異なりますのでご注意ください。

セキュリティ用メールアドレスをご登録済の方

セキュリティ用メールアドレスを登録している場合、ユーザIDの確認・**パスワードの再設定を即時対応**できます。**操作は数分で完了**できます。

セキュリティ用メールアドレスが不明・未登録の方

セキュリティ用メールアドレスが不明／未登録の場合、手続き後、数日から1週間程度で、所轄の国保連合会からユーザID・仮PWを記載した書類を郵送にてご案内します。

6

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.6,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編

4. 製品ダウンロード

はじめに

利用開始前の確認

1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ

4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

よくある質問

製品ダウンロード

ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクサポートサイトにアクセスし、**製品ダウンロードページ**より、ケアプランデータ連携クライアントアプリをダウンロードをお願いいたします。

● 製品ダウンロード手順

1. 必要情報を入力
2. 製品ダウンロードに進むを押下
3. 端末に製品をダウンロードする



7

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.7,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 5.電子証明書インストール

電子証明書インストール

システムを導入するPC端末に電子証明書が入っているか確認をお願いいたします。
 利用できる電子証明書は、『介護DX証明書』、もしくは『介護保険証明書』です。
 証明書が入っていない場合、[電子証明書インストール手順 \(PDFが開きます\)](#) をご覧ください。

● 電子証明書の確認方法 (1/2)

1 Windowsボタンを押下後、検索ボックスにて「インターネットオプション」と入力し、インターネットオプションを開く

2 「コンテンツ」タブから証明書ボタンを選択

はじめに
 利用開始前の確認
 1. PC環境の確認
 2. 介護ソフトの確認
 3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
 4. 製品ダウンロード
 5. 電子証明書インストール
 6. 利用申請
 7. 利用開始

よくある質問

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.8,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 5.電子証明書インストール

電子証明書インストール

システムを導入するPC端末に電子証明書が入っているか確認をお願いいたします。
 利用できる電子証明書は、『介護DX証明書』、もしくは『介護保険証明書』です。
 証明書が入っていない場合、[電子証明書インストール手順 \(PDFが開きます\)](#) をご覧ください。

● 電子証明書の確認方法 (2/2)

1 発行者および発行先が下図のいずれかで有効期限内の電子証明書が端末内にインストールされているかを確認

| 発行先 | 発行者 | 有効期限 | フレンドリ名 |
|--------|--------|--------|--------|
| XXXXXX | XXXXXX | XXXXXX | XXXXXX |

確認1: 発行先は以下のいずれかになります
 ・CarePlanJigyousho
 ・KaigoJigyousho

確認2: 発行者は以下になります
 ・e-seikyuu CA

確認3: 有効期限内のものか確認

はじめに
 利用開始前の確認
 1. PC環境の確認
 2. 介護ソフトの確認
 3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
 4. 製品ダウンロード
 5. 電子証明書インストール
 6. 利用申請
 7. 利用開始

よくある質問

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.9,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 5.電子証明書インストール

はじめに
利用開始前の確認
1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

よくある質問

参考) 電子証明書インストール手順について

ヘルプデスクサポートサイト内の**各種資料**に掲載していますのでご確認ください。
証明書の申請・インストールについてご不明な点があれば、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

● 掲載場所

10

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.10,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 6.利用申請

はじめに
利用開始前の確認
1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

よくある質問

利用申請

ケアプランデータ連携システムの利用状況WEBサイトにアクセスし、KJで始まる14桁のユーザIDでログインの上、必要情報の入力および利用規約を確認し、利用申請のお手続きをお願いいたします。

● 利用申請の手順

- 1 利用状況WEBサイトへアクセス
※仮パスワードの場合、電子請求受付システムで新しいパスワードに変更。利用申請WEBサイトにログインください。
- 2 利用申請タブを押下し利用申請を行う
※フリーパスキャンペーン期間中は、利用申請を行うことでフリーパスが自動的に適用されます。

11

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.11,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 7.利用開始

はじめに
利用開始前の確認
1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始


よくある質問

利用開始


ダウンロードしたクライアントアプリにログインし、利用を開始することができます。ログインする際は、「Cから始まるユーザID」「KJから始まるユーザID」が必要になりますので、ご準備ください。

● クライアントアプリへのログイン方法


① 個人ユーザIDとパスワードを入力



② 事業所ユーザIDとパスワードを入力



① クライアントアプリへのログイン完了



12

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.12,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

導入フロー編 7.利用開始 (個人ユーザID・パスワードの確認方法)

はじめに
利用開始前の確認
1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用IDの確認

利用開始までの流れ
4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始


よくある質問

利用開始 (個人ユーザID・パスワードの確認方法)


Cから始まる個人ユーザID・パスワードは、利用状況WEBサイトへログイン後のTOPページに記載がありますので、ご確認の程よろしくお願いたします。

● 個人ユーザID・パスワードの確認方法

① 利用状況WEBサイトへアクセス



② TOPページにID・パスワードが記載されています




13

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.13,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

| 導入フロー編 | よくある質問 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|---------------------------------------|-----------|--|-----------|---|-----------|--|-----------|--------------------------------------|-----------|---|
| <p>はじめに</p> <p>利用開始前の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PC環境の確認 2. 介護ソフトの確認 3. 電子請求用IDの確認 <p>利用開始までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 製品ダウンロード 5. 電子証明書インストール 6. 利用申請 7. 利用開始 <p>よくある質問</p> | <h3 style="text-align: center;">よくある質問 (1/2)</h3> <table border="1"> <tr> <td>Q1</td> <td>KJのIDに紐づくパスワードが分からず、ログインできません。</td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID確認・PW再発行のお手続きを電子請求受付システム上で行うことができます。下記手順に沿って、ご対応の程よろしくお願いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子請求受付システムにログインページ内の「パスワード等を紛失した方はこちら」をクリック 2. 画面内の案内に沿って再発行の手順へ進みます ※セキュリティ用メールアドレスの有無によって手順が異なりますのでご注意ください。 </td> </tr> <tr> <td>Q2</td> <td>KJから始まるIDとパスワードを入力すると「パスワードの有効期限が切れています」が表示されます。</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>仮パスワードを入力している、もしくは、有効期限切れのパスワードを入力している可能性があります。電子請求受付システムでパスワードの変更して再度ログインして下さい。</td> </tr> <tr> <td>Q3</td> <td>利用申請が完了しているか、どのようにすれば確認できますか。</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>利用状況WEBサイトの「利用申請/更新」画面にて、「利用申請が正常に完了しております。」と表示されておりましたら、既に利用申請が完了している状態です。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">14</p> | Q1 | KJのIDに紐づくパスワードが分からず、ログインできません。 | A1 | ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID確認・PW再発行のお手続きを電子請求受付システム上で行うことができます。下記手順に沿って、ご対応の程よろしくお願いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子請求受付システムにログインページ内の「パスワード等を紛失した方はこちら」をクリック 2. 画面内の案内に沿って再発行の手順へ進みます ※セキュリティ用メールアドレスの有無によって手順が異なりますのでご注意ください。 | Q2 | KJから始まるIDとパスワードを入力すると「パスワードの有効期限が切れています」が表示されます。 | A2 | 仮パスワードを入力している、もしくは、有効期限切れのパスワードを入力している可能性があります。電子請求受付システムでパスワードの変更して再度ログインして下さい。 | Q3 | 利用申請が完了しているか、どのようにすれば確認できますか。 | A3 | 利用状況WEBサイトの「利用申請/更新」画面にて、「利用申請が正常に完了しております。」と表示されておりましたら、既に利用申請が完了している状態です。 |
| Q1 | KJのIDに紐づくパスワードが分からず、ログインできません。 | | | | | | | | | | | | |
| A1 | ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID確認・PW再発行のお手続きを電子請求受付システム上で行うことができます。下記手順に沿って、ご対応の程よろしくお願いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子請求受付システムにログインページ内の「パスワード等を紛失した方はこちら」をクリック 2. 画面内の案内に沿って再発行の手順へ進みます ※セキュリティ用メールアドレスの有無によって手順が異なりますのでご注意ください。 | | | | | | | | | | | | |
| Q2 | KJから始まるIDとパスワードを入力すると「パスワードの有効期限が切れています」が表示されます。 | | | | | | | | | | | | |
| A2 | 仮パスワードを入力している、もしくは、有効期限切れのパスワードを入力している可能性があります。電子請求受付システムでパスワードの変更して再度ログインして下さい。 | | | | | | | | | | | | |
| Q3 | 利用申請が完了しているか、どのようにすれば確認できますか。 | | | | | | | | | | | | |
| A3 | 利用状況WEBサイトの「利用申請/更新」画面にて、「利用申請が正常に完了しております。」と表示されておりましたら、既に利用申請が完了している状態です。 | | | | | | | | | | | | |


出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.14,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

| 導入フロー編 | よくある質問 | | | | | | | | |
|---|--|-----------|---------------------------------------|-----------|--|-----------|---|-----------|---|
| <p>はじめに</p> <p>利用開始前の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PC環境の確認 2. 介護ソフトの確認 3. 電子請求用IDの確認 <p>利用開始までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 製品ダウンロード 5. 電子証明書インストール 6. 利用申請 7. 利用開始 <p>よくある質問</p> | <h3 style="text-align: center;">よくある質問 (2/2)</h3> <table border="1"> <tr> <td>Q4</td> <td>各事業所ごとに電子証明書を取得しなくてはならないでしょうか。</td> </tr> <tr> <td>A4</td> <td>各事業所ごと(1事業所番号ごと)に、電子証明書(介護保険証明書または介護DX証明書)のインストールが必要です。なお、電子証明書はKJから始まる事業所ユーザーIDで取得してください。</td> </tr> <tr> <td>Q5</td> <td>代理請求を行っておりますが、ケアプラン連携システム用に新たに電子証明書は必要でしょうか。</td> </tr> <tr> <td>A5</td> <td>代理人証明書は本システムではご利用いただけません。介護DX証明書の取得をしてご利用ください。介護DX証明書は、介護電子請求受付システムより申請ができます。</td> </tr> </table> <div style="text-align: center;">  <p>介護電子請求受付システムにログイン後、介護DX証明書のタブから申請ができます</p> </div> <p style="text-align: right;">15</p> | Q4 | 各事業所ごとに電子証明書を取得しなくてはならないでしょうか。 | A4 | 各事業所ごと(1事業所番号ごと)に、電子証明書(介護保険証明書または介護DX証明書)のインストールが必要です。なお、電子証明書はKJから始まる事業所ユーザーIDで取得してください。 | Q5 | 代理請求を行っておりますが、ケアプラン連携システム用に新たに電子証明書は必要でしょうか。 | A5 | 代理人証明書は本システムではご利用いただけません。介護DX証明書の取得をしてご利用ください。介護DX証明書は、介護電子請求受付システムより申請ができます。 |
| Q4 | 各事業所ごとに電子証明書を取得しなくてはならないでしょうか。 | | | | | | | | |
| A4 | 各事業所ごと(1事業所番号ごと)に、電子証明書(介護保険証明書または介護DX証明書)のインストールが必要です。なお、電子証明書はKJから始まる事業所ユーザーIDで取得してください。 | | | | | | | | |
| Q5 | 代理請求を行っておりますが、ケアプラン連携システム用に新たに電子証明書は必要でしょうか。 | | | | | | | | |
| A5 | 代理人証明書は本システムではご利用いただけません。介護DX証明書の取得をしてご利用ください。介護DX証明書は、介護電子請求受付システムより申請ができます。 | | | | | | | | |

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.15,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

お問い合わせ

ケアプランデータ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト

 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日は除く)
[お問い合わせフォーム](#)からも受け付けています



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(導入フロー編)」2025年9月26日版, p.16,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

初めてご利用される方へ

ケアプランデータ連携システム スタートガイド

システム操作編

令和7年6月
操作マニュアル 2025年5月1日版
連携クライアントアプリバージョン1.2.0対応



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.1,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

ログイン手順

いっしょに
見ていきましょう!



ケアプランデータ連携システム
公式マスコットキャラクター
『ケアプー』

2

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.2,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)


システム操作編 1.ログイン

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
4.データ受信
5.下書き作成

ログイン手順 (1/3)

ケアプランデータ連携システムへのログインは、セキュリティの観点で**2段階認証**となっています。
1段階目は、個人ユーザID(cから始まるユーザID)を入力し、ログインボタンを押下ください。

① cから始まる個人ユーザIDとパスワードを入力
※cから始まる個人ユーザIDとパスワードは、利用状況Webサイトへログイン後に表示されるID・パスワードです



cから始まるID・パスワードは利用状況WEBサイトから確認できます

3

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.3,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 1.ログイン


1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
4.データ受信
5.下書き作成

個人ユーザID・パスワードの確認方法


Cから始まる個人ユーザID・パスワードは、利用状況WEBサイトへログイン後のTOPページに記載がありますので、ご確認の程よろしくお願いたします。

● 個人ユーザID・パスワードの確認方法

① 利用状況WEBサイトへアクセス



② TOPページにID・パスワードが記載されています



cから始まるID・パスワードは利用状況WEBサイトから確認できます

4

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.4,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 1.ログイン

ログイン手順 (2/3)

ケアプランデータ連携システムへのログインは、セキュリティの観点で**2段階認証**となっています。
2段階目は、事業所ユーザID(KJから始まるユーザID)を入力し、ログインボタンを押下ください。

2 KJから始まる事業所ユーザIDとパスワードを入力
※KJから始まる事業所ユーザIDとパスワードは、電子請求受付システムのID・パスワードと同様になります



KJから始まるID・パスワードは電子請求受付システムのID・パスワードと同じです



5


出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.5,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 1.ログイン


ログイン手順 (3/3)

個人ユーザID(cから始まるユーザID)と、事業所ユーザID(KJから始まるユーザID)をそれぞれ入力完了すると、クライアントアプリへログイン完了です。

3 クライアントアプリへのログイン完了
※**トップページが表示されていれば、ログイン完了です**



ログインできない場合、ヘルプデスクまでお問い合わせください



6

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.6,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

基本構成

いっしょに
見ていきましょう！



ケアプランデータ連携システム
公式マスコットキャラクター
『ケアプー』

7

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.7,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成 (トップページ)

トップページ

クライアントアプリへログインすると、トップページが表示されます。トップページから各タブ(受信一覧・送信一覧・新規作成・下書き一覧・一括送信)へ遷移することができます。

また、トップページに**お知らせ一覧**や**ライセンス・証明書関連**の情報を確認することができます。

🔧 クライアントアプリ (トップページ)



主な機能

- 1 各機能のタブ
各機能のタブへ遷移します。
- 2 お知らせ一覧
メンテナンスや機能アップのお知らせを確認できます。
- 3 ライセンス・証明書情報
ライセンス有効期限や証明書関連の情報について確認することができます。

必要に応じて、お知らせをIT部門や本部と共有してください



8

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.8,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成 (受信一覧)

受信一覧

受信一覧では、事業所から受信したデータ及びファイルの一覧が表示され、画面上で、送信元の事業所情報やデータ取得状況を確認することができます。

🔧 クライアントアプリ (受信一覧)



主な機能

- 1 受信日時
各機能のタブへ遷移します。
- 2 送信元事業所情報
送信元の事業所名称や事業所番号、サービス種類を確認することができます。
- 3 データ取得状況
受信したデータの取得状況を確認することができます。

9

1.ログイン

2.基本構成

- ・トップページ
- ・**受信一覧**
- ・送信一覧
- ・新規作成
- ・下書き一覧
- ・一括送信

3.データ送信

4.データ受信

5.下書き作成

簿録のデータはデータ取得が終わっていないデータです



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.9,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成 (送信一覧)

送信一覧

送信一覧では、事業所へ送信したデータ及びファイルの一覧が表示され、画面上で、送信先の事業所情報やダウンロード状況を確認することができます。

🔧 クライアントアプリ (送信一覧)



主な機能

- 1 送信日時
各機能のタブへ遷移します。
- 2 送信先事業所情報
送信先の事業所名称や事業所番号、サービス種類を確認することができます。
- 3 ダウンロード状況
送信したデータの取得状況を確認することができます。

10

1.ログイン

2.基本構成

- ・トップページ
- ・受信一覧
- ・**送信一覧**
- ・新規作成
- ・下書き一覧
- ・一括送信

3.データ送信

4.データ受信

5.下書き作成

送信が完了しているか、こちらの画面で確認できます



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.10,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成（新規作成）

新規作成

新規作成では、送りたいファイルを**ドラッグ&ドロップするだけ**で事業所へデータを送信ができます。ただし、新規作成機能は、**1つの事業所に対してデータを送信する場合に使用するもの**になるため、複数事業所に対してデータ送信をしたい場合は、一括送信機能での使用をお願いいたします。

🔧 クライアントアプリ（新規作成）



主な機能

- 1 ファイルをドラッグ&ドロップ**
送りたいファイル(CSV)を選択し、ドラッグ&ドロップすることで簡単に作成することができます。
※その他送信可能なファイル
送りたいファイル(CSV)を選択し、ドラッグ&ドロップすることで簡単に作成することができます。

11

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.11,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成（下書き一覧）

下書き一覧

下書き一覧では、新規作成機能で作成した保存データを確認することができます。ただし、一括送信機能で作成したデータは下書き保存はできませんのでご注意ください。

🔧 クライアントアプリ（下書き一覧）



主な機能

- 1 保存日時**
作成した下書きを保存した日時が表示されます。
- 1 送信先事業所情報**
作成した下書きを保存した日時が表示されます。

12

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.12,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 2.基本構成 (一括送信)

一括送信

一括送信では、送りたいファイルを**ドラッグ&ドロップするだけ**で複数の事業所へデータを送信することができます。ただし、1度に送信できる件数は100件までとなりますので、ご注意ください。

🔧 クライアントアプリ (一括送信)



主な機能

1 ファイルをドラッグ&ドロップ

送りたいファイル(CSV)を選択し、ドラッグ&ドロップすることで簡単に作成することができます

送りたいファイル(CSV)を選択し、ドラッグ&ドロップすることで簡単に作成することができます

複数事業所のデータをまとめていれても、自動で宛先を振り分けます



13

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.13,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

データ送信

いっしょに見ていきましょう!



ケアプランデータ連携システム
公式マスコットキャラクター
『ケアプー』

14

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.14,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（新規作成）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

送信前の準備

介護ソフトから送付したいデータを出力し、端末の任意のフォルダに保存してください。
出力方法は、介護ソフトによって異なりますので、お使いの介護ソフトベンダーへお尋ねください。

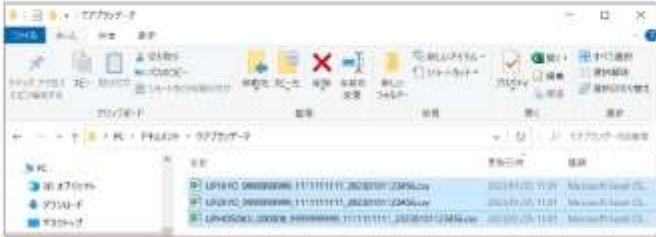
介護ソフト

ほのほのNEXT CARE TABLE wiseman 等

送付したいデータを出力

端末のフォルダに保存

CSVというデータの形式で保存されます



15

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.15,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（新規作成）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

1つの事業所に対して送信する手順（1/3）

新規作成画面から、端末に保存したデータを選択し、ドラッグ&ドロップします。
データを選択する際、ファイルの組み合わせ(外部リンク)を確認し、問題ないか事前に確認ください。

① 新規作成画面から、端末に保存したデータを選択しドラッグ&ドロップする

2事業所以上に送るときは、次のページの「一括送信」をチェック



16

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.16,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（新規作成）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

メッセージ欄に連絡事項等を記載いただくことも可能です

1つの事業所に対して送信する手順（2/3）

ドラッグ&ドロップ完了後、送信先事業所の情報が確認できます。また、必要に応じて、メッセージを入力することも可能です。それぞれ完了後、送信ボタンを押下します。

2 送信先事業所の確認や必要に応じてメッセージを入力し送信ボタンを押下する



17

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.17,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（新規作成）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

送信エラーが発生した場合、ヘルプデスクまでお問い合わせください

1つの事業所に対して送信する手順（3/3）

送信ボタンを押下後、「送信成功しました」のメッセージが表示されれば、送信完了です。送信エラーが表示された場合、エラーメッセージの内容を確認し、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

3 送信完了
※送信エラーが表示された場合、ヘルプデスクサポートサイトまでお問い合わせください。



18

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.18,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（一括送信）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

2事業所以上に送るときは、次のページの「一括送信」をチェック



複数の事業所に対して一括で送信する手順（1/4）

一括送信画面から、端末に保存したデータを選択し、ドラッグ&ドロップします。
データを選択する際、ファイルの組み合わせ(外部リンク)を確認し、問題ないか事前に確認ください。

① 一括送信画面から、端末に保存したデータを選択しドラッグ&ドロップする



19

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.19,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（一括送信）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

編集ボタンを押下するとメッセージや補足資料も添付できます



複数の事業所に対して一括で送信する手順（2/4）

ドラッグ&ドロップ完了後、送信先事業所の情報が確認できます。また、必要に応じて、メッセージを入力することも可能です。それぞれ完了後、送信ボタンを押下します。

② 送信先事業所の確認や必要に応じて、編集ボタンからメッセージや補足資料を入力(添付)する
編集せずに送信を行う場合は、一括送信ボタンを押下ください



20

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.20,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（一括送信）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

新規作成画面と同じような画面に切り替わり、メッセージやファイルを添付できます

複数の事業所に対して一括で送信する手順（3/4）

編集ボタンを押下後、新規作成画面と同じような画面に切り替わり、ファイルの添付やメッセージの入力ができます。内容を追記しましたら、更新ボタンを押下ください。

3 事業所ごとに内容を編集し、更新ボタンを押下する



21

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.21,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 3.データ送信（一括送信）

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
・新規作成
・一括送信
4.データ受信
5.下書き作成

送信エラーが発生した場合、ヘルプデスクまでお問い合わせください

複数の事業所に対して一括で送信する手順（4/4）

一括送信ボタンを押下後、「成功」のメッセージが表示されていれば、送信完了です。送信エラーが表示された場合、エラーメッセージの内容を確認し、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

4 送信完了
 ※送信エラーが表示された場合、ヘルプデスクサポートサイトまでお問い合わせください。



22

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.22,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

データ受信

いっしょに見ていきましょう！



ケアプランデータ連携システム
公式マスコットキャラクター
『ケアブー』

23

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.23,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編

4.データ受信

- 1.ログイン
- 2.基本構成
- 3.データ送信
- 4.データ受信
- 5.下書き作成

データ受信の手順 (1/3)

受信一覧画面より、取得したいデータを選択し、端末にデータを保存いただけます。
データ取得状況は、画面右側の『データ取得状況』から確認することができます。

- 1 受信一覧画面から、受信したいデータを確認及び選択し、データ取得ボタンを押下する
※エラーが表示された場合、ヘルプデスクサポートサイトまでお問い合わせください。



受信データの、リンク
以外の箇所をクリック
すると選択できます



24

出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.24,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 4.データ受信

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
4.データ受信
5.下書き作成

データ受信の手順 (2/3)

選択したデータを端末内のフォルダに保存します。保存先のフォルダを事前に事業所内で確認いただくことを推奨しています。受信時にエラーが表示された場合、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

2 受信したデータを端末のフォルダへ保存する
※エラーが表示された場合、ヘルプデスクサポートサイトまでお問い合わせください。



保存先のフォルダを事前に事業所内で確認ください



25

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.25,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 4.データ受信

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
4.データ受信
5.下書き作成

データ受信の手順 (3/3)

受信一覧画面内のデータ取得状況が「済」と表示されていれば受信完了です。
 なお、データ取得は1回のみになるので、ご注意ください。

3 受信完了
※データを取得したものは「データ取得状況」が「済」になります



データ取得状況が済の場合、再度データ取得ができないのでご注意ください



26

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.26,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 4.データ受信

1.ログイン
2.基本構成
3.データ送信
4.データ受信
5.下書き作成

受信後の操作

端末に保存した受信データを介護ソフトへの取込みをお願いいたします。
操作方法は介護ソフトによって異なります。お使いの介護ソフトベンダーへお尋ねください。

受信したデータ



受信データを取込み

介護ソフト

ほのほのNEXT GALE KARTE wiseman 等

取込み操作は介護ソフトベンダー様によって異なります



27

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.27,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

下書き作成

いっしょに見ていきましょう！



ケアプランデータ連携システム
公式マスコットキャラクター
『ケアプー』

28

出所：公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.28,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 5. 下書き作成

下書き作成の手順 (1/3)

新規作成画面から、下書きを作成することができます。
送信手順と同様に、端末に保存したデータを選択し、ドラッグ&ドロップします。

① 新規作成画面から、端末に保存したデータを選択しドラッグ&ドロップする



新規作成画面からのみ下書きは作成できます

29


出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.29,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 5. 下書き作成

下書き作成の手順 (2/3)

ドラッグ&ドロップ完了後、送信先事業所の情報が確認の上、「一時保存」ボタンを押下すると下書き一覧に下書きが保存されます。

② 一時保存のボタンを押下する



データはもちろんメッセージも下書きとして保存できます

30

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.30,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

システム操作編 5. 下書き作成

下書き作成の手順 (3/3)

下書き一覧に作成した下書きが反映されます。
下書きの内容を送信する場合、送信したいデータを選択すると、新規作成画面が立ち上がります。

3 下書き一覧に作成した下書きが反映されます



一括送信に切り替えて送信したりすることもできます



31

出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.31,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

お問い合わせ

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク

 0120-584-708

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く)
[お問い合わせフォーム](#)からも受け付けています



出所: 公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム スタートガイド(システム操作編)」2025年5月1日版, p.32,
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>(2026年3月23日閲覧)

データ連携のポイント






Copyright © Mitsubishi Research Institute

1

MRI

データ連携開始のための工夫の事例

- また、過年度事業のヒアリング調査により把握された先進事例の事業所では、データ連携開始のために以下のような追加の工夫を行っていました。

-  利用開始に当たり、周りの事業所にシステムの利用状況や予定に関するアンケートを行い、その回答を取りまとめたファイルをもとに事業所別の送信方法の管理を行っている。
-  利用開始に当たり、近隣事業所に声掛けし、地域の施設長のブロック会でも利用開始を促した。
-  利用開始に当たり、WAM NETを確認し、近隣の利用事業所に声掛けした。
-  利用を開始した際に、サービス提供票のカガミにデータ連携開始のお知らせを同封した。
-  ケアプランやサービス提供票やり取りを開始する際に、送信方法を確認している。

出所：厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>)より一部改変
(令和7年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

2

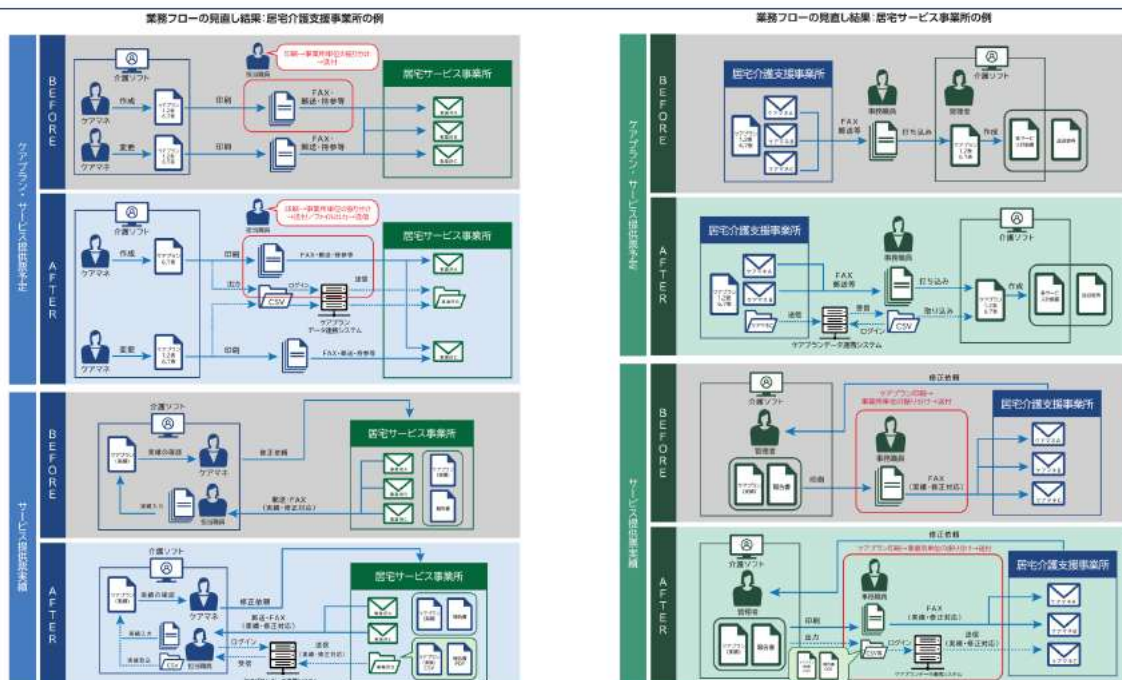
データ連携の際の工夫の事例

- 過年度事業のヒアリング調査により把握された先進事例の事業所では、データ連携の際に以下のような追加の工夫を行っていました。

| 業務フローの見直しの例 | データ管理の例 | その他の工夫 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● まずは事務職員の方でケアプランデータ連携システムの導入の準備や操作を行い、それが慣れた段階で、事業所内の他のケアマネジャーにも使い方を伝授し、ケアマネジャー側でも操作が可能になるように工夫した。 ● ケアプランデータ連携システムの導入の説明のため、法人内の説明会や、法人本部からの各事業所への個別説明等を行った。 ● ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ケアプランデータ連携システムよりダウンロードしたフォルダのファイルは1年間保管し、1年後は一式、CD-RやDVD等の記憶媒体に移し、削除するというルールを取り決めた。 ● 拠点ごとに事務職員を送信担当として設け、各事業所で介護ソフトからデータ出力したファイルを共有フォルダに格納し、送信担当よりシステムへ送受信を行っている。 ● システムからダウンロードした履歴を残すためにファイルサーバーにコピーをしてデータを残した後、介護ソフトに取り込む業務フローにしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 月次の報告書やモニタリング等に関する文書についてもPDF等のファイル添付機能を活用し、データ連携で送り、データ連携とは別の機会、訪問時や送迎時等の機会を使って対面コミュニケーションも重視して続けている。 ● ケアマネジャーや事業所に電話が繋がらないことも往々にしてあるため、ケアプランデータ連携システムのメッセージ機能が便利である。電話で伝える緊急度はないが情報共有の目的で利用者に関するメッセージを送っている。 |

出所：厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>）より一部改変
Copyright © Mitsubishi Research Institute

事業所内の業務の見直しをした実例



出所：厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>）（令和7年8月30日掲載）
Copyright © Mitsubishi Research Institute

複数台のパソコン端末でご利用されたい場合の注意点

複数端末運用の留意事項(1/4)

■ 留意事項 1：送信履歴の事業所内共有

送信端末のみに送信履歴が表示されるので注意が必要です。

事業所内での“情報共有”を行い、「どの端末で、いつ送信したか」の管理を徹底しましょう。

アプリの情報は端末ごとに記録される仕様のため、1事業所番号で複数端末で運用する場合、データ送信端末にのみ送信履歴が表示されます。他の端末の送信一覧には同じ履歴情報は表示されません。

▼参考イメージ (A端末にて居宅介護支援事業所から介護サービス事業所へケアプランデータを送信したときの送信一覧比較)



出所)ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト「Q&A(よくある質問と回答)」(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/09/QA%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B%E8%B3%AA%E5%95%8E%E3%81%A8%E5%9B%9C%E7%A0%94.pdf>)より一部改変(令和7年9月4日閲覧)

複数台のパソコン端末でご利用されたい場合の注意点

複数端末運用の留意事項(2/4)

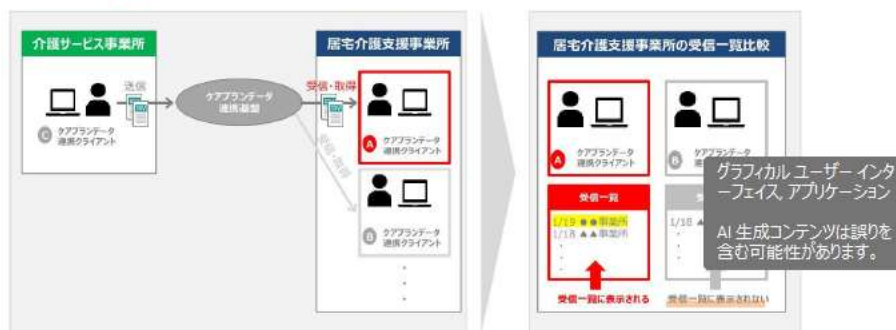
■ 留意事項 2：受信履歴の事業所内共有

先に受信した端末のみにファイルのダウンロードができるので注意が必要。

事業所内での“情報共有”を行い、「どの端末で、いつ受信したか」の管理を徹底しましょう。

アプリの情報は端末ごとに記録される仕様のため、1事業所番号で複数端末で運用する場合、データ受信端末でのみダウンロードが可能。他の端末の受信一覧には同じ履歴情報は表示されません。

▼参考イメージ (A端末にて居宅介護支援事業所が介護サービス事業所からケアプランデータをダウンロードしたときの受信一覧比較)



出所)ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト「Q&A(よくある質問と回答)」(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/09/QA%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B%E8%B3%AA%E5%95%8E%E3%81%A8%E5%9B%9C%E7%A0%94.pdf>)より一部改変(令和7年9月4日閲覧)

複数台のパソコン端末でご利用されたい場合の注意点

複数端末運用の留意事項(3/4)

■ 留意事項3：下書き作成状況の事業所内共有

下書きは作成した端末のみに表示されるので注意が必要です。
事業所内での「情報共有」を行い、「どの端末で、下書き作成したか」の管理を徹底しましょう。

アプリの情報は端末ごとに記録される仕様のため、1事業所番号で複数端末で運用する場合、下書きを作成した端末にのみ保存されます。
他の端末の下書きには同じ下書きは表示されません。

▼参考イメージ（A端末・B端末のそれぞれで下書き作成を行った場合の下書き一覧比較）



出所)ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト「Q&A(よくある質問と回答)」(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/09/QA%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%B8%E8%B3%AA%E5%95%8F%E3%81%A8%E5%9B%9C%E7%A2%94.pdf>)より一部改変(令和7年9月4日閲覧)

複数台のパソコン端末でご利用されたい場合の注意点

複数端末運用の留意事項(4/4)

■ 実際のケース

毎月の提供票のデータ連携は、A端末で行っているが、月の途中で利用者のプラン変更が発生したため、B端末からファイルの送信を行った。後日、A端末の「送信一覧」を確認したが該当ファイルはB端末から送信したため、A端末の「送信一覧」の履歴には存在しない…

➡ 事業所内での「情報共有」を行い、「どの端末で、いつ送信したか」の管理を徹底しましょう。

▼参考イメージ(例：1月10日にB端末から●●事業所と▲▲事業所に送信したときの送信一覧比較)



出所)ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト「Q&A(よくある質問と回答)」(<https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/09/QA%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%B8%E8%B3%AA%E5%95%8F%E3%81%A8%E5%9B%9C%E7%A2%94.pdf>)より一部改変(令和7年9月4日閲覧)

複数台のパソコン端末でご利用されたい場合の注意点

- 複数端末で利用する際はそれぞれの端末に電子証明書がインストールしておく必要があります。
 - 1つの事業所向けに発行された電子証明書を、複数端末にインストールすることが可能です。ただ、以下の点に留意する必要があります。(電子請求受付システムからダウンロード可能)
1. 証明書情報が外部に漏洩を防ぐため、管理者を設けて、証明書及び証明書発行用パスワードを管理してください。
 2. 証明書を更新する際には、ご使用になる全ての端末で更新してください。
- ※なお、このような運用はセキュリティ管理上、推奨できません。
- 端末ごとにそれぞれ別の電子証明書を発行することが推奨されますが、証明書の数×発行手数料がかかります。

出所)さいたまこくほweb/埼玉県国民健康保険団体連合会「電子請求受付システムに関するよくある質問」(https://www.saikokuhoren.or.jp/pdf/s_shien_01.pdf)
より一部改変(令和7年9月4日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

9

導入事業所にて感じたデータ連携のメリットの事例

- 過年度事業のヒアリング調査により把握された先進事例の事業所にて感じたデータ連携のメリットは以下のような効果が挙げられました。

実際にデータ連携を開始した事業所の声

- ケアプランデータ連携システムを開始できた事業所では、法人内外でサービス提供票の持参に要していた時間を削減できた。実績を転記できるため、実績の入力作業時間と集計作業時間、実績入力の間違いを削減できた。(事業所 B)
- 元々、返戻の減少も目的として考えていたが、実際にデータ連携を開始してから月10件のエラーが2~3件に減った。(事業所 D)
- 手入力だと打ち間違いがあるため、一括入力できることがよい。提供票を振り返る際、システム上で確認ができる。(事業所 F)
- 実績を手動で入力する場合、ヒューマンエラーの可能性はあるが、データ連携ができると、その問題がない。特に実績は入力期限があるため、データ連携ができることが望ましい。対面の対応時間が削減された。事業所の単位数と介護支援専門員の単位数の入力間違いが減少した。(事業所 G)
- データ連携の手間は発生するが、郵送の手配と比較すると手間は軽減された。(事業所 H)
- 介護支援専門員や事業所に電話が繋がらないことも往々にしてあるため、ケアプランデータ連携システムのメッセージ機能が便利である。電話で伝える緊急度はないが情報共有目的で利用者に関するメッセージを送っている。(事業所 I)

出所:株式会社三菱総合研究所「データ連携を活用する事業所の業務改善を通しての生産性向上についての調査・研究報告書」

Copyright © Mitsubishi Research Institute

10

過年度事業および成果物の紹介

- 令和5年度には、ケアプランデータ連携システムの利用促進と関連した事業を実施し、厚生労働省ホームページにて右記の介護事業所向け、地方公共団体向けの手引きを公開しました。
- **介護事業所のポイント集をぜひご活用ください！**

介護テクノロジーの利用促進

厚生労働省からのお知らせ

【ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集】

介護事業所向け

▶ [ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集]【PDFデータ】1【5.8MB】



本ポイント集では、ケアプランデータ連携システムの導入による従来の業務フローの見直し方等について、実際の先進事例を交えながらご紹介しています。

【地域におけるデータ連携促進モデルの手引き】

地方公共団体向け

▶ [地域におけるデータ連携促進モデルの手引き]【PDFデータ】1【21.6MB】
▶ [付属資料（チラシ・アンケートのひな形）]【ZIPデータ】



令和5年度に実施した調査研究事業において、モデル事業に参加した自治体の実態内容や成果等を踏まえて、他の自治体において今後、地域の連携促進を進める際の参考となる内容を盛り込みました。介護保険の保険者である市区町村のみならず、その市区町村の取組を支援する都道府県等、幅広い自治体でご活用ください。

出所)厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

11

連携開始前:電子証明書の状況をご確認ください！

- ケアプランデータ連携システムの利用のためには介護報酬請求用電子証明書が必要です。
- 「うちも電送で請求を行っているので、電子証明書があるはず」と思っている場合、実は代理の業者に請求を委任しているため、電子証明書がない場合があります。

⇒ **請求委任事業所用ケアプラン証明書を無料でダウンロード**いただけます。

インストール方法はマニュアルをご参照ください。 [230719_manual3.pdf](#)

(Q&A(よくある質問と回答)(2)システム導入に関するQ&A Q5より引用)



Copyright © Mitsubishi Research Institute

12

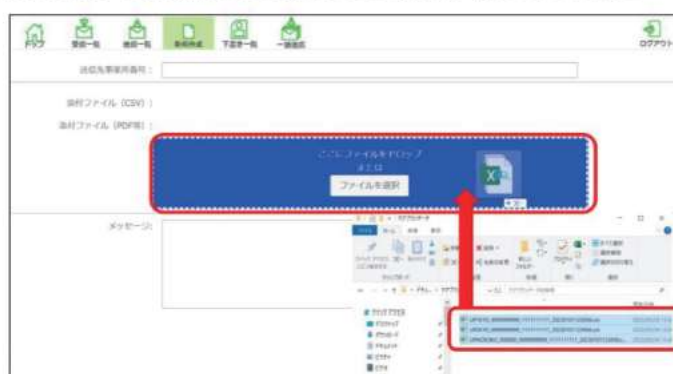
データの送信:送信時は「一括送信」をご活用ください

- データ送信の際は、1件ずつの送信である「新規作成」ではなく、「一括送信」がおすすめです

ケアプランデータ連携システムは、介護ソフトから出力したファイルを、ドラッグ&ドロップするだけで送信することができる、「かんたん」なシステムです。

- ✓ 一括送信の際には、**1回の送信で最大50件(事業所数)まで送信が可能です。**
- ✓ また、**届いたデータを一括でダウンロードすることが可能です。**

上記機能を使うことで、多くの事業所に対する共有をまとめて効率的に行うことができます。



複数事業所のファイルを一度に選択しても、自動的に振り分けられます
(事業所番号をもとに自動で振り分けています)

出所:厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>)より一部改変
(令和7年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

13

データの送信:添付するファイルの組合せに注意してください

- データを送信する際には、以下のファイルの組合せである必要があります。
- 介護ソフトによってファイルの出力が様式ごとになっている場合は様式別にダウンロードし、ケアプランデータ連携システムでファイルを一式送ること、ご注意ください。
※組み合わせが正しくない際には、送信時に以下のエラー表示が出ます。

「ファイルの組み合わせが正しくありません。CSVファイルの組み合わせを確認してください。」

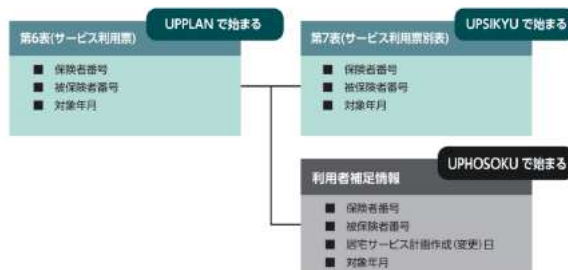
【居宅介護支援事業所→サービス事業所:①ケアプランの送信のとき】



【サービス事業所→居宅介護支援事業所:サービス提供票実績の送信のとき】



【居宅介護支援事業所→サービス事業所:②サービス提供票予定の送信のとき】

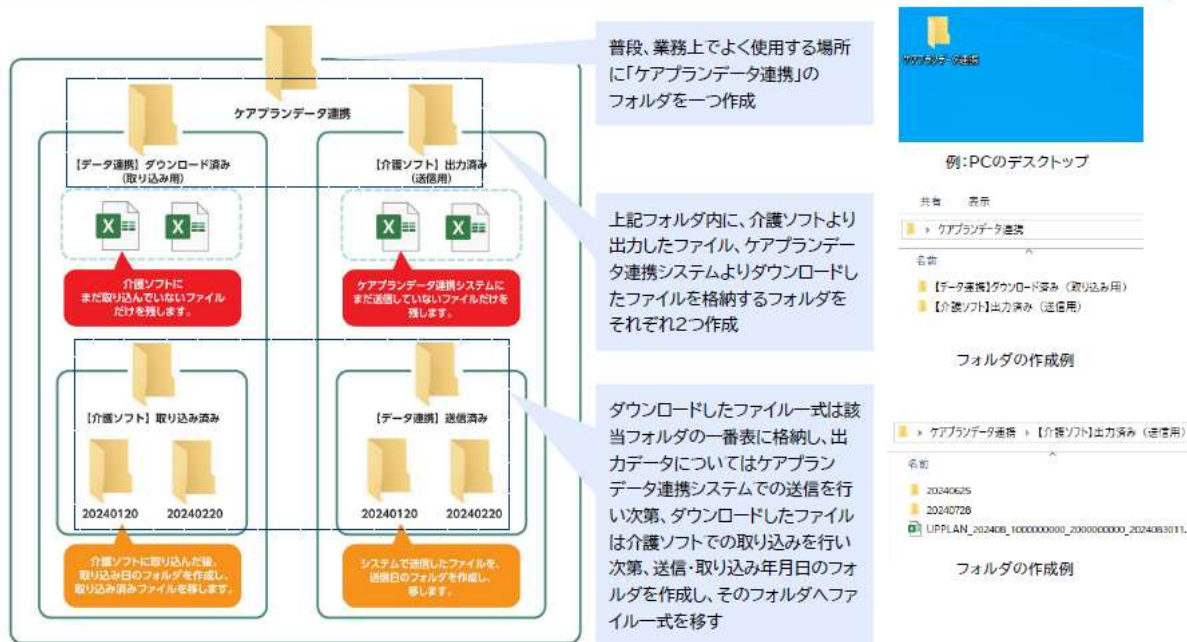


出所:厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>)より一部改変
(令和7年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

14

データの送信・受信: ケアプランデータ連携システムの送受信ファイルの管理方法の例



出所:厚生労働省「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283583.pdf>)より一部改変
(令和7年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

15

もし不明な点があれば...

- オペレーターの方が電話で質問することができます (TEL:0120-584-708 平日9~17時)
- お問い合わせフォームやチャットで質問したい場合は以下をご参照ください
ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト お問い合わせ
<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>



出所:公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」お問い合わせ<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html> (令和7年8月30日閲覧)
公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」「ケアプランデータ連携システムスタートガイド」[20245010_startguide_sousa.pdf](https://www.careplan-renkei-support.jp/20245010_startguide_sousa.pdf) (careplan-renkei-support.jp) (令和7年8月30日閲覧)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

16

その知と歩もう。
MRI 三菱総合研究所

6.2 仙台市ケアプランデータ連携システム研修会 終了後アンケート

3. サービス種別*

居宅介護支援



仙台市「ケアプランデータ連携システム」研修会 終了後アンケート



この度は研修会へのご参加をいただき、誠にありがとうございました。本アンケートはご回答結果を集計の上、仙台市様にて今後の対応についてご検討いただくための貴重なデータとなります。お手数ですがご回答をいただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

* 必須

1. 事業所番号*

整数を入力してください

2. 事業所名*

5. 本日の研修内容はいかがでしたか。*

大変参考になる

参考になる

あまり参考にならない

6. 「あまり参考にならない」理由 *

7. 本日の研修会の内容や配布資料はケアプランデータ連携システムの導入に役立ちそうですが。*

- 非常に役に立つ
- 役に立つ
- 少し役に立ちそう
- 役に立たない

8. ケアプランデータ連携システムの導入状況 *

- 導入している
- 導入することは決まっているが、まだ導入していない
- 検討中
- 導入するつもりはない

9. 導入の予定についてお答えください。*

- 導入時期・予定が決まっている
- 導入時期は決まっていない

10. 導入予定時期 *

- 2026年3月末
- 2026年4～6月
- 2026年7～12月
- 2027年1月以降

11. 「検討中」の場合、どのような制度、支援等があれば導入に繋がると思いますが *

12. 導入していない理由をお答えください。(※複数回答可) *

- 機能やメリットがわからない
- 導入の方法がわからない
- ソフトが対応していない
- 同様の機能を持つソフトを使用している
- セキュリティ面で懸念がある
- 費用が高い
- 経費削減につながると思えない
- 事務負担や手順の複雑が多くなる
- 法人（本部、上司等上層部）の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない
- 普及率が低く、メリットが小さい
- 実地指導について懸念がある
- その他

13. 「法人（本部、上司等上層部）の理解が得られない、法人の方針が決まっていない、法人が検討していない」場合、説得が難しいポイントや懸念点をお答えください。

14. 本日の研修内容やケアプランデータ連携システムについて、不明点や質問がございましたらご記入ください。

令和 7 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
介護情報基盤を見据えた地域包括支援センターを核にしたケアプランデータ連携の利用促進モデルに関する調査研究 報告書

令和 8(2026)年 3 月発行

株式会社三菱総合研究所
医療・介護 DX 本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL 03(6858)3593 FAX 03(5157)2143

本調査研究は、令和 7 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。